

◎議 事 日 程（第4号）

平成19年9月14日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
14番	小 沢 照 子 君	15番	後 藤 和 巳 君
16番	堀 田 清 君	17番	加 藤 和 之 君
18番	古 江 寛 昭 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君	21番	永 井 千 年 君
22番	黒 田 国 昭 君	23番	中 村 文 子 君
24番	加 藤 敏 彦 君	25番	加 賀 博 君
26番	宮 本 和 子 君	27番	石 崎 たか子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（1名）

13番 近 藤 健 一 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君

八 開
総合支所長 水谷 正 君
財政課長 大鹿 剛 史 君

佐 織
総合支所長 伊藤 忠 俊 君
市民生活部次
長兼環境課長 加藤 久 夫 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。ただいまから会議を再開させていただきます。

なお、13番の近藤健一議員は欠席届が出ておりますので御報告をさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位9番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

おはようございます。

質問に先立ちまして、私ごとでいつも恐縮でございますが、ちょうど4日ほど前に、私、献血を、いつも年に3回ばかりしておるんですが、夏ばてぎみのところに男気を出して400cc献血をいたしましたところ、どうも貧血になったようでございまして、ふらふらして、その夜、病院へ行って、今度は点滴を打ったというようなことで、まことにお恥ずかしい限りでございますが、そんな状態ですからの確に質問ができるかどうか、御容赦をお願いしたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

1点目の企業誘致対策室の設置をという項目でございます。

我が愛西市は、平成17年4月1日に合併し、約2年半経過をいたしました。その間、愛西市の基本計画である集中改革プランが本年3月策定、議決されました。ただいまその目標に向かって実施中であると思います。また、今議会においては、第1次愛西市総合計画が策定、提出されました。これにより、愛西市の将来に向けての基本計画は整ったと思います。しかし、今後はこの集中改革プランと総合計画の内容に沿った着実な実施をすることが非常に重要であり、困難であると思うわけでございます。

また、合併の合意事項であります子育て支援センターの逐次建設、それから立田・八開地区の巡回バス運行、藤浪駅周辺の整備事業、それから親水公園の整備事業などなど着実に実行されているところであります。特に固定資産税の課税漏れ問題につきましては、固定資産税調査特別委員会を立ち上げ取り組んだ結果、進捗率は現在90%ぐらいと、全員協議会での報告があったところでございます。今後、多少の困難はあるかと思いますが、一層努力し、一件ずつ着実に解決をしていただきたいと思います。

これも私ごとでございますが、私の会社のところも併用住宅ということで、事務所の見直しがありました。私も立場上、素直に応じさせていただきました。ただ、職員が3人、2遍見

えて、大変御苦勞をかけておるんだなあと、大変な労苦だなあということは実際感じたわけでございますし、また、対象者となられた私の知り合いの方からもよく苦情を言われます。何でもさかのぼるんだと、5年も、というような苦情はございますが、私なりにこれは今説明し、説得をしておるところでございます。

また、斎場建設の問題も、斎場建設特別委員会を設置し、協議、努力された結果、建設に際し一番の問題点であると思える建設用地の買収のめどが立ったとの今議会での報告がされましたが、斎場建設については後戻りができないと思います。今後とも建設に向けて、慌てることなく、近隣住民や市民の声も聞き、着実に完成に向け進めていただきたいと要望をいたします。

そこでお尋ねをしますが、愛西市の基本方針は、集中改革プランと第1次総合計画で示され、合併に伴う大きな諸問題も、また確実に、着実に解決しつつある現状を踏まえたとき、今、愛西市に求められている課題は、財政基盤の確立であると考えます。今後、来る財源の地方交付税は減額の見通しであると、本議会で企画部長及び企画課長が話されましたが、合併に伴う優遇税制がなくなった場合においては、一挙に16億円という減額がされるというようなショッキングなお話がありました。また、住民税も今後ふえない状況を考えれば、愛西市内に企業を誘致し税収増を図ることが、今の愛西市にとり、将来を見据えた重要な課題であると考えます。また、近隣市町村や他県では、企業誘致のための特別な対策室を立ち上げて、トップセールスを実施している状況を考えれば、私は早急にお願いしたいのは、市長直轄の企業誘致対策室を設置し実行に移すべきと考えますが、この質問は、以前私も質問いたしました。加賀議員も具体的に対策室設立の必要性を質問されました。再度、くどいようでございますが、市長に市長直轄の企業誘致対策室設立の考えがありやなしやお尋ねをしたいと思っております。

次に、小項目の2点目、ことしの初め、今年度の初めに、県の専門職の派遣がございましたが、具体的な仕事の内容についてお聞きをしたいと思っております。これは、きのうの一般質問におきまして、鷺野議員のお答えがあった内容と重複いたします。ただし、都市計画の後段でお話しします地区計画、これから都市計画の問題の中の重要な点であります地区計画というのが今度実施されると聞いておりますが、それに県の職員が大いに関与していただきたいと。と申しますのは、要するに地区とか、地区計画といいますのは、いわゆる各市町村が地区計画を出しましても、県との協議をしてそれを実施できるという方向ですから、県にある意味では裁量権があるというようなことでございます。ですから、県に通じた人を大いに活用して、その地区計画を実施の方向に持って行っていただきたいと思いますと思うわけです。

次に、3番目の小項目の現都市計画法の市街化調整区域の開発基準についてお尋ねをいたします。

都市計画法の市街化調整区域の開発行為については、都市計画法34条の第1号から第10号イ、ロまでの開発行為と、建築審査会基準第1号から17号までの多岐にわたりますが、このうちで特に税収とかそのような問題にかかわります店舗、工場、倉庫の開発要件についてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、大項目の2点目の職員の勤務内容と健康管理についてでございます。

先月、37歳の若さで、愛西市の職員でありました伊藤基季君が亡くなりました。慎んで御冥福をお祈りしたいと思います。この若さで亡くなられたことは、家族はもとより、愛西市にとっても大変大きな損失ではないのかなと思います。

そこで、最近の社会経済情勢から、若年、また中間管理層、一般的に言われます30代40代の体調不良、特に心の病による休職、退職がふえているということがNHKで報道され、また、先般の中日新聞にもこのような報道がなされておりました。読み上げます。

9月7日付で、「心の病を抱える職員、自治体の47%がふえた」という内容でございまして、社会経済生産性本部は、地方自治体の47.7%で「うつ病などの心の病を抱える職員が増加傾向にある」とするアンケートをまとめた。職員数が多い自治体ほど増加傾向は高率だが、調査はすべて都道府県と市町村を対象に実施し、727自治体から回答をいただいたと。心の病が増加傾向の自治体の割合は、職員3,000人以上で78.6%、1,000人以上3,000人未満で64.7%、1,000人未満では43.4%となっていると。また、どの年齢層で心の病が最も多いかを聞いたところ、30代が34.4%、次いで40代が30.8%、50代が16.6%であると。また、心の病で1ヵ月以上休んでいる職員がいる自治体は53.4%ほどあり、休職者の割合が高かったと。今後も心の病が増加すると考える自治体は42.1%あると。一方、働く環境の変化については、住民の行政を見る目が大変厳しくなっているが97.6%、1人当たりの仕事量がかかりふえているとの回答が94.6%を占めた。同本部は、職場にゆとりがなく、コミュニケーションや助け合いが減った自治体で心や体の病が増加しておるといふ分析の報道がなされておりました。

そこでお尋ねいたしますが、現在、愛西市の職員の勤務内容、一般的に勤務時間、時間外勤務、有給、休日出勤、その他についてお聞きしたい。それからもう1点は、職員の健康管理の状況についてお聞きをいたしたいと思います。それからもう1点は、合併後、合併に伴う調整事務と一般業務等が、当然重なってきたわけでございますが、それに対する職員の職務に対する負担増が現在あるのかないのか、あるいはどのようになっているのかということについてもお聞きをしたいと思います。

次に、大項目の3点目でございますが、巡回バス運行の件でございます。

9月1日、八開・立田地区に巡回バスが試行運行をされました。住民の一人として大変ありがたく、うれしく思っております。しかし、一言苦言を言えば、実施の時期がちょっと遅いなあとということが本音でございます。ですから、住民の喜びというのも何割か減をしなければいかんのではないかと思います。ともあれ、実施いただきまして、まことにありがとうございます。

それで、試行運行でございますから、いずれかの時点で見直すということがあるかと思いますが、バス停の見直し、あるいはどんなことを次に見直す予定であるのか。それからもう1点は、今まで広報では、それから時刻表でも、利用者への配布はされておりますが、何しろ利用者増が見込めないことには、せつかく巡回バスを動かした意味がございません。ですから、どのように広報活動をしていくのかということもあわせてお聞きいたしたいと思っております。

あとは、4項目めの各支所の現状については、自席でもって質問をさせていただきたいと思

います。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、企業誘致対策室の設置をと題して御質問の点についてお答えをさせていただきます。

愛西市の財政状況等を考えてみますと、税収の増額を図るという、議員の一般質問の中で述べておみえになるとおりかと私も思います。したがって、本年度、県から派遣職員をお願いし、企業立地に向けての対応策等についても取り組んでいるところでございます。

しかしながら、現時点におきましては、土地利用の規制等の問題もございまして、工場等の建設が大変難しい現況となっております。したがって、企業誘致対策室等を設けるところまでには至っておりません。御理解をいただきたいと思っております。

今後、そうした体制づくりが必要とできるように努力をしてみたいと考えておりますので、御質問をいただいた田中議員はもちろんのこと、議会の皆様方のお力添えがいただけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の関係については、議員御質問の中でみずから言っておみえになりますが、ことしの6月議会でも田中議員御本人から御質問をしてみえて、その折にも回答をさせていただきましたし、今定例会の鷲野議員にもお答えをさせていただいておりますが、この平成22年の都市計画の見直しに向けての愛西市の土地利用計画や都市計画マスタープランの策定、企業誘致関係の情報収集等について、指導、アドバイス、そして県とのパイプ役になっていただいております。

3点目の関係ですが、さらっとやってくれというお申し出もございまして、さらっとやらさせていただきますが、市街化調整区域というのは、市街化を抑制する区域として指定をされておりまして、無秩序な開発ができないように建築制限がされておりまして、特定なものしか建てられないことになっております。市街化調整区域に建築する場合におきましては許可基準が定められておりまして、農業用の用に供するための開発行為を除きましては、議員御質問の中で言っておみえになるように、都計法の第34条第1号から10号のいずれかに該当して、知事の許可を受けることになっております。

それで、店舗、工場関係でというお話があったんですが、いわゆる調整区域内の許可基準としましては、まず34条第4号関係は、いわゆる農林水産物の処理等の施設ということで、農林水産関係で、その地でとれるものの加工所ですね、これが一応基準に入っております。それから第6号、既存工場と密接な関連を有する事業場ということで、これもそういった基準を呈しております。それから、いわゆる10号口の関係のこの開発審査基準要綱の中の幾つかある項目の中で、まず第8号として、市街化調整区域内にある既存工場をやむを得ない拡張をする場合。それから第9号で、幹線道路の沿道等における流通業施設。それから11号で、地域振興のための工場等。それから第12号で、大規模な既存集落内における小規模な工場等という、こういった点が議員の方で御質問をいただいた旨の御回答になろうかと思っております。ただ、基準はこういう明記の仕方がしてございますが、この許可を得るためにはさまざまな諸条件をクリアしなけ

ればなりませんということだけ申し添えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、2点目の職員の関係でございますが、御存じのように、職員の勤務時間は8時半から5時15分ということになっております。お昼といいますか、休憩時間45分をその間に設けて、8時間勤務という形になっております。時間外とか休日勤務におきましては、それぞれの所属長、まあ管理職でございますが、ここが命令をしたところで勤務についていただいております。

時間外勤務の時間数でございますが、これは議案質疑の中で永井議員にお答えを申し上げたところでもありますが、多いところで月21時間ほど、少ないところだと2時間半ぐらいで、一般職を平均しますと、大体月10時間ほどということになっております。

これも同じようなことでお答えをしましたわけですけど、年次休暇におきましては、平均で9.4日、一般職の平均が8.7日ということでございます。

あと健康管理の面でございますが、私ども、我々が加入している共済組合の関係のドックと、それから、ドックに該当しない年齢の者とドックを受けない者については、産業医である八開診療所の健診を受けております。この健診率は98.62%と。ということは、欠けますのは、産休、育休等で休んでおる者においてが欠けておりますので、まあ100%と考えていただいて結構かと思えます。どちらにしても、各職員の健康については、これをもとにはしておりますけど、個々の職域の中でそれぞれの管理職、部長を含む管理職の中で職員のコミュニケーションを密にして、それぞれの把握に努めているという状況下でございます。しかし、その内面的なものまでの及ぶところまで行かない部分もあろうかと思えますが、ここは自己管理も徹底してやっただくようにお願いをしておるところでございます。

あと、事務量の増がどうかということでございますが、合併直後と一、二年、昨年までのところは結構相当量あったというふうには認識をしておりますが、本年3年目に入って落ち着いてきている部分があります。ただ、それぞれのところで新たな仕事といいますのが、取りかかる部分においてはその部分で一時的に増になるところもあろうかと思えますけど、十分にその辺は職員の健康管理には努めてまいりたいと考えております。

次に巡回バスの件でございますが、バス停等の見直しについてということでございます。

バス停におきましては、それぞれお手元に皆さん方にバス停と時刻表をお送りしておりますが、八開ルートにおきましては22カ所、立田ルートにおきましては24カ所ということで、佐屋ルートが59カ所、佐織ルートが53カ所、121カ所のものは持っております。今回、立田・八開ルートにおきましては、基本的には1町内一つという形と公共施設という形で運行を開始いたしました。確かに郷の中といいますか、居住をしてみえる地域の中を通ってということはなかなか困難な部分がある地域がございます。といいますのは、時刻表を見ていただくとおわかりかと思えますけど、八開ルートにおきましては、午前3回、午後3回という6往復をやっております。立田においては午前・午後、それぞれ2回・2回という形でございますが、8時半か

らそれぞれ八開が午後 5 時37分が着、立田が 5 時49分が着という形で、相当遅くにはなっており  
ます。確かにバス停が近くにあるといいますか、自宅の目の前にあるというのは、利用者か  
らすれば好ましいことであろうかと思えますけど、なかなか増加をしたり、ルートを変更する  
ことによって一巡の時間というのが長くなるということがあります。これが逆に利用者の利便  
性に欠ける部分も出てくるであろうかと思えます。利用者増という観点も当然視野に入れてい  
かなきゃなりませんけど、運行状況、まだ始まって半月ぐらいでございますけど、そこら辺の  
乗車の方の人数とか御意見等は今後承って、推移を見ていかなきゃならんと考えております。  
以上でございます。

#### ○ 8 番（田中秀彦君）

本来、対策室の立ち上げ、市長直轄でという意見でございますから、市長の答弁をいただき  
たいと思えますが、建設部長が、まだ時期尚早ではないかというお話でございますが、先ほど  
来述べておりますように、財政基盤の確立のためとか、それから調整区域であっても建てられ  
る要件というのは、当然、先ほどありますように、開発要件というのはいろいろあります。そ  
この中で今の状況の中でやれる範囲というのはあるわけございまして、それをいかに集約し  
て、そして企業誘致につなげるかということが現況の課題でないかと思っておるわけござい  
まして、例えば、先ほど部長が言いました、都市計画法の工場、店舗が建てられる要件でい  
ますと、34条の 1 項、店舗つき住宅とか、あるいは34条の 4 号にあります農林水産の活性化の  
ための施設、あるいは 5 の中小企業振興のための施設、これは共同企業体をつくらなければい  
かんわけなんですけど、そんなようなメニュー、あるいは既存工場と密接な関連を有する事業所、  
これも開発要件はございますが、こんな事業所もやれる。あるいは、沿道施設としましては、  
ドライブイン、レストランとか、こういうこともできる。あるいはガソリンスタンドもできる。  
それから、都市計画法34条10号のイでは、20ヘクタール以内の大規模開発行為というのは10月  
末で廃止されると。そのかわり、34条の 8 号の 2 であります地区計画または集落地区計画区域  
内の開発行為、これを今度愛知県は充実をすると、これを動かすというような話を聞いており  
ます。

ですから、これを愛西市の方ではおろして、どこがどういう地区がいいのかとか、そういう  
地区計画を練っていただいて、そして県の方と折衝し、地区指定をしていただくという方が早  
いのではないかと。要するに、マスタープランをつくって市街化をふやすという方向もありま  
すが、これは今、県が市街化を抑制しておるという状況ではなかなか拡大できないという状況  
でございましたら、不動産協会とこの間、県の開発の方も話し合いを持ったところにおきまし  
ては、地区計画を考えておるというようなお話もされました。具体的な内容はまだできておら  
ないということなんですけど、それも選択肢の一つではないかと思えますし、あるいは開発審査  
会基準におきましては、今の話で、沿道サービスの施設、ドライブイン、それから、もちろん  
土地収用にかかる方はこちらへ来ていただいてもいい。あるいは、事業所の社宅とか寄宿舎で  
もよろしい。あるいは、基準第 8 号では既存工場のやむを得ない拡張、今工場をやられてみえ  
る方が拡大したいという場合にも、制約はありますが、これも拡充できると。それから、幹線

道路における流通業務でございます。これもインターから、今までは1キロまででしたが、5キロまで拡大でき、かつ片側2車線ある場合には、その沿線はすべてできるということでございます。ですから、例えば佐織地区でいきましたら見越とか、あの辺も片側2車線に全部なっておりますから、あの辺もそういう業態もできるのではないかということを思えるわけです。それから、地域振興のための工場、これは基準第11号でございますが、地域振興のための工場、端的に申せば先端技術でございますね。先端技術、エレクトロニクスとか、あるいはナノテクとか、いろんな十何項目ございますが、その中に該当する業種を生産ないしそれに関連する工場を建設する場合には、調整区域であっても許可をするというような基準もございます。

ですから、こういう基幹産業を誘致できるわけですから、これもひとつやれるということであれば、今からどういう企業がこちらへ出たいとか、そんな集約が、あるいは統計が必要ではないかと思って申し上げておるわけです。ですから、再度、受け皿がないからできないのではなくて、現に市街化調整区域の中でもやれる範囲の受け皿はあるわけですから、その中で対応していくということが大切ではないのかなと思っておりますが、再度お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

いろいろ御指導いただきましてありがとうございます。

ただ、そういう議員のお言葉にお言葉を返すようで大変恐縮なんですけど、原点に戻っていただいて、企業誘致とは何ぞやという、まずその原点からお考えをいただきたいと思っております。

私どもも調べておりますが、例えば小牧市さんとか、西尾市さん、豊川市さん、田原市さん等は、議員がおっしゃるような、名称こそ違いますが、いろんなそういう企業の関係の推進室というのを設けておみえになります。で、この設けてみえる市は、いわゆる市のセールスする土地、企業用地がもう既に持つておみえになるわけなんですよね。で、今議員がおっしゃってみえる都計法の許可基準に当てはめて云々というお話をいただきましたけれども、その都計法の許可基準というのは、地主さんを仮にAとするなら、その開発行為者をBとして、AとBの市民の取り引きに市が入り込んでやるのは、私はいかがなものかというふうに思っております。

したがって、先ほど第1回目の御答弁で申し上げたように、まだその段階まで至っておりません。

それからもう1点、その市街化調整区域における地区計画のことについてもいろいろとるる御指摘をいただきましたけれども、こちらの方も、愛知県のホームページ等に概要等が出ておりますけれども、その市町村の都市計画マスタープランにうたわれていることが、いわゆるこの地区を市街化調整区域内における地区計画用地ですよという方向づけが当然されていなければそれをすることができませんし、それに当たっては、当然愛知県の同意、きのう鷲野議員にもお答えをさせていただいておりますが、愛知県の同意が必要ですし、もちろんその地主さん、こういった関係者の同意が必要になってまいりますので、市の方で独自に、表現としては適正な言い方ではないかもわかりませんが、勝手に地区を定めてそういうセールス的に動くということではできませんので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## ○ 8 番（田中秀彦君）

当然、地主の承諾、それから県との折衝、地区計画に際しても、それはあると思いますが、もうそういう制度ができた、これからやってもよろしいということであれば、それを動かす手だてが必要ではないかというふうに思うわけです。ですから、今のこの愛西市の現状であれば、受け皿がないということであれば、そういうことでも考えて、前へ進むべきではないのかなと思うわけなんです。

それと、民民のことに官の方が入ったらどうかということなんです、民民といえども、その中に別に官が入ってもいいわけございまして、別段それが違法でも何でもないわけでした、要するにこういう企業が来たいという場合に、その適地があるのかどうか、それは各地区へ一遍、企業が来たいということであれば、そこを、要望が満たすかどうかはわかりませんが、この地区におろしてみても、そしてそういう用地があるのかどうかということまで検討して、なければそれはしょうがないわけですが、もう検討しない前に受け皿がないからだめだということでは、それは何の前進もないわけでした、やはり今の法体系の中でやれる範囲のことをまずやるのが先決ではないかなあとと思います。

また、時期尚早、受け皿がないと言われたら、これは22年見直しであっても恐らくなかなかそれはなっていないと私は想像できますから、ぜひ再度そういう対策室を、小規模でもいいですから立ち上げて、愛西市に立地をしたいという企業とか、そういうことを数とか名前をつかんでいただいて、その用地があるなし、あるいはその要件に満たすかどうかということもここに検討するのも大切な要件ではないかなと思います。

次に、愛西市の職員の勤務内容と健康管理でございますが、勤務時間は8時半から5時15分、昼の45分は休みであると。それから、時間外は21時から2.5時間で、平均は10時間ぐらいであると。それから、有給はおおよそ9日ぐらいで、時間外は所属長が任命するというような内容の御答弁がございました。

それで、一つここに、これも新聞で見ましたんですが、蒲郡市は、10月1日から終業時間を15分繰り下げて午後5時半にすると。その理由はといいますと、1時間あった昼食時間が45分になったがために、非常に慌ただしい食事をしなければいけない。また近隣の飲食店まで出かけられないと。また、それによって近隣の商店が売り上げが伸びないというようなことも書いてありまして、それで閉庁時間を蒲郡市は15分おくらせて、そして昼の時間を1時間にしたということが書いてございましたが、愛西市は今のところ当分変える予定はないのかどうかということと、もう一つは、合併業務に対しての負担増は、合併してから約2年たって、あまり現時点ではないと思えるということでございますが、現実的に我々が見受けるところ、非常に多忙なところと、また非常に多忙でないというと語弊がありますが、仕事が少ないようなところとございますが、その辺の観点はどのように考えてみえるわけですか。再度お尋ねします。

## ○ 総務部長（中野正三君）

1点目の勤務時間の延長といいますか、お昼の休憩時間を1時間にして、15分をとということでございます。

これは、この45分に改正をする、国の国家公務員の変更の中で、私どももその議論はしました。これは市の関係の中でもいろんな議論が出た経緯がございます。で、賛否、確かにいろいろ職員の中でもあるわけです。延長してもらっては困ると。ということは、子供さん等の関係者といいますか、特にそういう迎いの関係等がある場合においては、たとえ15分でも貴重だという意見もございます。これは私どものところばかりじゃなくて、一般的な話を申し上げておるわけでございますが、そういう形で、実は大半のところは勤務時間の延長なしに、お昼の休憩時間はもともと45分でございますので、休憩時間を含めて1時間をとらせておったと。休憩時間は民間にはなくて、そぐわないからという形が基本でございます。

ただ1点、ことしの人事院の勧告の中に、民間の1日の勤務時間、トータルが8時間を欠けている状況が見受けられるものですから、それで、今年度は見送りがあったようですが、次年度、その勧告をにおわせるような文面がございました。ということは、私どもの、これは私個人的な推測かもしれませんが、勤務時間をそのままにして勤務時間を短縮するという考え方も一部にあるのかなということが読み取れるのではないかとこのように思っております。

今御指摘の点は、近隣のお昼の業者さんとの絡みでということがほかにもあったように聞いてはおりますけど、現時点、私どもとしては、国の方の時間の勤務の中でやっていきたいと。ただ、そういう動きがあれば、当然私どもとしてはそれに即した考え方で持っていきたいというふうに考えております。

それから、事務量の点でございますが、確かに御指摘のように事務量が、各課といいますか、各セクションそれぞれ異なると。窓口が大半の部分においては勤務時間内に終わる日が多いということも確かにあろうかと思っております。今後、組織、機構、それぞれの見直しの中で事務量の把握も先般しましたんですが、そういう中で職員の適正な配置ということも考えていくということは、もう既に私どもとしては織り込みをしております。ただ、それがいつかといいますか、即というようなわけにはまいりませんので、その辺は御理解賜りたいと思っております。以上でございます。

#### ○8番（田中秀彦君）

愛西市の職員の、ちょっと漏らしましたが、健康管理の状況の中で、17年、18年の1週間以上と申しますか、病欠の届けがあった職員数というのは何人ぐらいあるわけですか。ちょっと教えていただきたいと思っておりますが。

#### ○総務部長（中野正三君）

病欠というのが、3日でも1週間でも、またそれ以上のところでも出てまいります。今ここにちょっと資料は持っておりませんが、ただ、前段の部分でいう、けが等の部分も含めてでございますので、それ自体の数は持っておりません。

ただ、今、当初の議員の御質問の中にあつた、心の病といいますか、そういう状況下で数人休んだ経緯もありますし、休んでおる分もでございます。ですからその辺も、私どもとして、各職場の管理職等の職員個々の健康管理といいますか、その辺の把握を十分していただくという形は常に申し上げている経緯でございますが、どちらにしても先にお話になった心の病という

職員はおることはおります。

**○8番（田中秀彦君）**

多分新聞などで報道されておりますように、心の病という方も見えるかと思いますが、それがふえているのか減っているのかといえば、ふえている傾向にあるということは新聞にも載っております。ぜひそういう職員も大切な財産でございますからケアをしていただいて、そして職場復帰をお願いしたいということを思いますし、また基本的には、人間は、適度な休養をとり、心身が健康でなければ、しょせんよい仕事はできないし、また、よい考えも浮かばないと思うわけでございまして、仕事を効率よく、能率よくするためには、健康管理、環境管理が一番大切ではないかと思うわけです。決して病気であっても休んではいけないというような雰囲気のないような職場づくりをお願いしたいと思います。

次に、巡回バスの運行でございますが、今試験運行中で、見直すという時期も来るやにお聞きいたしました。例えば、御質問の中で見直す時期と申しますのは、ちょっとバス停とバス停が遠い。当然乗られる方は、自転車も乗れない、あるいは歩いて700メートルも行かなきゃいかんというようなところにもあるそうでございまして、バス停等の見直しもその視野の中に入っておるのかどうかということをお聞きいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

先ほども申し上げましたんですが、バス停もちろんそうでございます。ただ、バス停をふやすことによって1巡の時間というものは長くなります。経路を変えることによっても同じだと思います。で、8時半から最終5時50分近くなる部分があります。その中で、あまり御利用していただく方たちの目的地への時間数がかかってはというところもあろうかと思えます。何度も申し上げますように、戸口へつけば、それは一番ベターなことかと思えますけど、そのようなことはなかなか難しゅうございます。ただ、何度も申し上げますように、全体の利用の状況と、そして御意見を踏まえて、適切なときに全体を含めて考えなきゃならんということは思っております。

**○8番（田中秀彦君）**

また適当な時期にいろいろな意見を聞いて、善処できるところは善処していただきたい。それから、とにかく動かしただけ以上は、利用者をふやすために広報活動を、我々も地区として努力いたしますが、一人でも多く乗っていただけますように広報活動をお願いしたいと思えます。

最後の、各支所の現状についてお尋ねをいたします。

支所の評価は、窓口業務のよしあしによる比率が非常に高いと思えます。来庁者へのあいさつ、事務処理の迅速化と、てきぱきとした処理、また来庁者に好印象を与えるような対応が一番必要ではないかということは前にも質問をいたしました。最近、各支所を回った折にそれを注意して見ておりますと、大分よくなっておりますが、まだばらつきがあると思えます。各支所長は、各支所や他市の窓口業務を視察し、よい点はひとつ見習ってほしいということをお願いしたいと思えます。

それで、3点ばかり各支所長にお聞きをしたいんですが、各支所の問題点はあるのかどうか。

それから、各支所で朝礼とかいうことはなされておるのかどうか。それから、本庁と支所との連絡業務は現在どのようにされておるのかと、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○佐屋総合支所長（藤松岳文君）

それでは、失礼をいたします。

各4支所長、支所同じような体制で現在取り扱っておりますので、代表して私からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

御質問の問題につきましては、昨年の9月議会で議員から同じような御質問がございました。そのときと同じようなお答えになろうかと思いますが、総合支所は、住民サービスの低下を招かないように、旧町村で行ってございました本課の窓口業務を行っておるところでございます。

住民との問題点とはということでございますが、現在、本課の方と調整を図りながら、そういう点についても解決をいたしておるつもりでございます。

また、朝礼につきましては、それぞれの担当課長、毎週火曜日、それぞれの庁舎で朝礼も行っておりますが、課単位では毎日8時20分から、きょうの事務の打ち合わせと、困ったことのないように、それぞれの打ち合わせを行っております。

また、本庁との連絡につきましては、それぞれ問題が起こった点、その問題を持ち寄りまして、また支所長なり、それぞれの課長もございまして、担当が寄りましてお話し合いをし、解決に向けて進めておる状況でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○8番（田中秀彦君）

今、支所の問題点は、たっていないと。それから、朝礼は毎週火曜日にやっております、各課においては業務内容はほとんど毎日打ち合わせをしておると、こんなようなことでございます。非常にいいことだと思います。

それで、とにかく来庁者が第一印象として窓口業務の印象のよしあしで違うわけでございましてから大変でございますが、支所長並びに幹部の方が支所の職員に対してよろしく指導をしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開を11時5分からにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、通告順位10番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

○26番（宮本和子君）

保育料が来年4月から15%値上げと、それから保育行政、二つ目の問題は、後期高齢者医療制度でも国保と同じように独自の減免制度をとということで、2点質問を行います。

まず、保育料の問題から質問をいたします。

8月17日の全員協議会で福祉部長は、保育料を来年4月から、弾力徴収率36.9%を43%に上げて15%値上げしたいと説明をされましたが、ことし200世帯に保育料の値上げがあったばかりで、2年連続の値上げとなる世帯もあると思われませんが、保育園に通園している親にとって、15%の値上げは大変厳しいものがあります。今、貧困と格差の中でワーキングプアと呼ばれる世帯や母子家庭など、働いても働いても生活が厳しい若い世帯が懸命に子育てをしている若い親たちも少なくないはずで、15%の保育料の値上げでどれだけの世帯数が影響するのですか。保育料の階層、第2子、第3子の保育料はどのようになるのか、保育料の値上げで総額幾らの削減となるのですか。また、旧町村時代の弾力徴収率は何%でしたか、お尋ねいたします。

二つ目の問題は、後期高齢者医療でございます。

来年4月から後期高齢者医療保険制度が始まりますが、一体後期高齢者医療制度はどんな制度なのか、住民からの質問に答えていただく形で質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

新たにつくられる後期高齢者医療制度は、国や自治体からの補助金が5割、各医療保険からの拠出金が4割となり、残りの1割を後期高齢者からの保険料で賄う制度です。後期高齢者対象の独立した医療保険制度をつくることで、今後、後期高齢者の人口増に伴って医療費が上がれば、高齢者自身の保険料の値上げか、医療水準の引き下げかという、二者択一を迫られることとなります。対象者は75歳以上のすべての高齢者と、65歳以上で一定の障害がある人などが対象となりますが、65歳以上で一定の障害があるとはどのような人なのか、具体的にお聞かせください。

以下は自席についてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

値上げの影響等に関してでございますが、現在、保育料につきましては8階層で徴収しておるわけでございますが、生活保護世帯並びに住民税非課税世帯につきましては無料にさせていただいておりますので、それ以外の第3階層から第8階層まで、それぞれの階層の保育料につきまして15%値上げをさせていただくということでございます。

この影響につきましては、18年度の実績で推計をいたしますと、全体の約94.5%となります。

それから、階層区分につきましても、国の変更を待ちまして改正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、第2子、第3子でございますが、現行と同様、保育園に2人通ってみえれば2人目を半額に、3人通ってみえれば3人目を無料とさせていただく予定に、それは変わらずに実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、影響額についてでございますが、18年度実績からのこれも推計でございますが、約3,700万円強の増収になる見込みでございます。

それから、旧町村時代の弾力徴収表でございますが、平成16年度で申し上げますが、佐屋町が44.85%、立田村が37.66%、八開村が42.49%、佐織町が41.39%、合計をいたしますと42.77%という状況でございます。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

今、保育階層で無料のところは影響はないけれども、94.5%の影響があるということでございますが、第2子は半額、第3子は無料ということですが、今、県が18歳未満の子供の第3子目の保育料は無料にするという記事が掲載されておりますが、この愛西市は、こういう県の関係では今後どうする予定をされているのか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

第3子以降の無料の関係ですけれども、現在、県の9月議会に上程されております。内容につきましては、現行は、3人保育園に入っていた場合に3人目を無料にするというのが愛西市の状況でございますが、そうではなくて、18歳未満の子が3人いて、そのうち3人目が3歳未満で保育園にいる場合に無料になると、そういうものでございまして、10月から実施予定ということでございます。私どもといたしましても、県議会の状況を見まして、12月に関連の補正予算をお願いしたいというふうに、今、こちらの方としてはそういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、12月にそういった補正予算も組みたいということですが、県の補助対象の3人目というのは、どのくらいの人数になって、どのくらいの費用に、補助を受ければなるのか、そういうのは試算されていますでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

約45名の対象児童がおる見込みでございまして、金額といたしましては218万円ほどになるかというふうに思っております。このうち2分の1を県が持つということでございますので、市としての負担は約109万円ほどになるかというふうに思っております。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、結構3,700万円の削減と、市としては増収になりますし、県が補助をすればあと100万円は追加できるという状況でございますが、4町村合併のときには、「サービスは高く、負担は安く」といううたい文句で、保育料が立田地区の一番安い保育料になりました。国の三位一体、税源移譲などによりまして、ことしは200世帯が影響を受け、値上げとなりました。来年は保育園に通園する94.5%の世帯が15%の保育料の値上げでは、何のための合併だったのでしょうか。そういった意味では、市民への裏切り行為ではないでしょうか。保育料は保護者の生活実態に合わせて設定しなければなりません。今回の値上げもそうした視野で設定されているのでしょうか。愛知県下で一番安い愛西市とPRして、もっと若い世帯に愛西市に来てもらい、少子化を食いとめる一助になるのではないのでしょうか。こんな子育て支援があってもいいのではないかと考えます。そういった意味では、保育料は値上げすべきではないと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

愛西市の弾力徴収表、以前からも申し上げておりますように、今は37%ということで、その持ち出し額は約4億1,800万円になるわけでございます。これはあくまでも保育料を考えたときの額でございまして、これ以外に運営に係る経費も、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、運営に係る経費も、これとは別にまた4分の1は市としても負担をしておるわけございまして、保育料につきましては受益者負担という考えで、保育料の性格としたしましては、公の施設の利用の対価として徴収するものではなくて、入所に要する費用、入所後の保護に要する費用等、保育の実施に要する保育費用を本人または扶養義務者の方に負担をしていただくもので、一種の負担金というような性格がございまして、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

### ○26番（宮本和子君）

部長は先日、保育所に通っている子供を優遇することは、保育所に行っていない子や、幼稚園に行っている子との不公平が出てくると、こういうことを値上げの理由の一つに言っておられました。保育所とは、児童福祉法39条で、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児また幼児を保育する児童福祉施設とされております。保育所への入所と保育の保障は、市町村に公的責任があり、公的保育保障制度としての役割を果たすことにあります。部長が言っておられることは、保育園に通う子供たちの保育を保障するという市町村の立場を私は否定するものではないかと思っております。また働く女性の立場をも否定するものだと考えますが、見解をお聞かせください。また、今回の保育料の値上げの理由としては、私は不適切な発言だと思っておりますので、ぜひこの点については撤回していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

私どもは、保育園を廃園にしてなくすという話をさせていただいておるわけではなくて、あくまでも保育園は存続いたしておりますし、保育を保障するという立場には変わりはないというふうに思っております。ただ、その適正な負担はどこにあるのかということで、今回御提案を申し上げておるものでございます。

また、働く親さんに対してというお話ですが、保育の需要につきましては、新しいニーズがどんどん出てくるわけございまして、そういったニーズにはこれからもこたえていくように努力をしていかなければならないというふうには考えております。ただ、その御負担をいただく水準がどうなのかということで、今回御提案申し上げておるものでございまして、よろしくお願いたします。

### ○26番（宮本和子君）

保育を保障する立場ということでしたら、私はこういった発言はやっぱりおかしいと思っておりますので、今後ぜひこういった誤解を招くような言い方をしないようにぜひしていただきたいと思っております。

弥富市では、9月議会で、来年度の保育料は、税源移譲によって所得が同じ世帯には保育料が値上げにならないように、また低所得者は値下げをして住民の負担増にならないようにした

いということで答弁しております。愛西市もこうした姿勢で、所得が変わらなければ保育料を上げないように、低所得者には値下げをするような、市民の立場で考えていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほども申しあげましたように、サービスの提供と負担の水準がいかにあるべきかということで、弥富市さんは弥富市さんのお考えでやっておられますし、私どもは私どもの考えとして御提案させていただきましたものですから、よろしくお願ひいたします。

**○26番（宮本和子君）**

本当にそういう点では、今回税源移譲の問題が出されておりませんが、税源移譲によって保育料が今よりは下がることは確かです。やっぱりそれを是正するという形で、今までの保育料を上げないようにするから願ひしますという立場できちっと理由などを言っただけならば、やっぱり市民の方も納得されると思います。やっぱりそういう立場に立つということが市の職員として必要なことだと思いますので、その点はよろしくお願ひいたします。

次に、保育料の滞納率が9月2日の中日新聞に掲載されておりますが、愛西市は0.45%だということですが、何世帯となりますか。滞納世帯はどのような生活実態なのか、この3年間の動向はどのようになっているのか、またどのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

愛西市の滞納の状況でございますが、平成18年度116件で112万9,240円、保護者数では32名の滞納がございまして、滞納率としましては0.45%ということになっております。

それから、3年間ということでございますが、17はございませぬので、19年度ですが、今年度は昨年と同時期に比べまして7月末現在で14万9,000円、世帯数では10世帯ということで、今年度は若干減っておる状況でございます。振替等を勧めておりますので、そういった関係で振替忘れとかいろんなことがありまして、昨年からこういった状況でございますが、鋭意努力をして徴収に努めていきたいと思っております。

それから滞納者の生活実態でございますが、階層で申し上げたいと思ひます。18年度の状況でございますが、均等割のみの第3階層の世帯では3名で3万8,000円でございます。それから市民税の所得割が課税されています第4階層では4名の6万6,000円、それから所得税が8万円未満の第5階層で7名で59万8,000円、所得税が8万円から20万の世帯では13件で34万1,000円、20万から51万の世帯、第7階層ですが、4世帯で6万9,740円、所得税51万以上の世帯では1件の1万6,000円、合計112万9,240円という状況でございます。

**○26番（宮本和子君）**

本当に17年度はこういうことはなかったということで、18年度に32名ということですが、そういった意味では、何か若い人たちがどんどんどんどん生活の厳しさということがあらわれているのではないかと思ひますが、そういう点で、払うことのできない生活実態のある家庭、例えばストラや商売の不振などによる収入が激減したり、病気になって働けなくなったなどの

世帯では、保育料の階層を低くするなどして減免などすべきだと思いますし、払えるのに払わない人にとっては、いろんな事情があって払えない状況が生まれているとは思いますが、岩倉市のように、いつだったら支払えるのか、個々の世帯で対応をぜひしていただきたいと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもは、滞納者には担当の方が直接お会いしたり、電話等でお話を伺ったりいたしまして、減免という制度はございませんが、分割でお払いいただくとか、そういった相談には乗らせていただく予定といたしますか、乗らせていただいておりますので、これからもそういった、納めていただく方の立場に立って進めていきたいというふうには思っております。

**○26番（宮本和子君）**

そういった意味では、今後、来年はまた15%、低所得者も含めてすべての、ゼロの方以外の94.5%の方が値上げとなりますが、こういう状況で今後保育料を払えない状況が生まれるということになればまた大変なことで、やっぱりそういうことになればますます生活が厳しい状況になって滞納がふえるということになりますので、ぜひそういった払えない方については、何らかの形で減免するなど考慮をしていただくよう、ぜひ要望したいと思います。その点はいかがですか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほども申し上げましたように、これは受益者負担という考え方でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

では、もう本当に今後のことを、ぜひ来年度も、私もこの保育料の問題も、そういった意味ではどういう状況なのか、ぜひ実態も含めてやっていただきたいと要望いたします。

4点目ですけれども、保育士の常勤、非常勤の配置状況の資料をいただきましたが、公立では、佐織保育園では最低基準が9名なのに5名の正職員しかいなくて、13名もの非常勤職員で補っております。他の公立保育園では1名多い正規職員が配置されておりますし、特に担任はきちんと正規職員を配置すべきだと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

保育士の配置状況でございますが、公立保育園4園で正職員36名、臨時職員47名、合計83名でございます。私立の保育園につきましては、10園で正職員84名、臨時職員76名、合計160名ということになっております。最低基準につきましては、どこの園もこの基準を上回って配置をしておる状況でございます。やむを得ず産休、育休などで非常勤を充てる場合もございますが、そういった場合には、その職員の処遇も考慮しましてやらせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

今、公立保育園の話で、佐織保育園では、そうしますと、今、育休やなんかで休んでいる方が4名いて、それで非常勤の職員を配置をしているということですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

どうしても女性の職場でございますので、そういった状況が生まれてくるものでございます。

○26番（宮本和子君）

今、佐織保育園は若い保育士さんがたくさん見えているわけですが、今、佐屋地区の3カ園の保育園には、そういった意味ではベテランの、年齢の高い、勤続年数の高い保育士さんがたくさん見えるわけですから、今後、職員の異動やなんかでそういうことを考えますと、もう少し若い方が集中するということはそういうことがあり得るわけですから、やっぱりその間というのは、子供たちは年齢が低いだけに、やはり臨時の職員の方がたくさんいますと本当に大変な状況になりますし、やっぱり園長自身もそういったことでは大変人員配置に苦勞をするということもありますので、そういう点では、今後こういった人事交流というんですか、そういうことや、また、私は正規の保育士が足りないと思いますが、今後、保育士の増員などは来年度は考えておられないのでしょうか、公立について。

○副市長（山田信行君）

先ほど御意見をいただきました保育士の人事交流の関係でございますけれども、こういった関係、園長の定年退職者だとか、そういったこともありますので、将来的には公立4園の人事交流は考えていかなければならないと考えておるところでございます。

また、来年度に向けては、保育士の採用を考えておりますので、補充をしていきたいと考えております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、何人の補充を考えておられますか。

○副市長（山田信行君）

現在のところ3名を予定しております。

○26番（宮本和子君）

そういった意味では、公立の方はきちっとそういうことで対応していただくということで、ぜひお願いいたしたいと思います。

それで、民間の保育園ですけれども、民間の保育園では、美和多保育園は最低基準が29名なのに14名の常勤職員しかいない。そして非常勤が31名もいる。ちょっと考えられないことです。それから西川端保育園では、最低基準が15名のところ6名が常勤で、非常勤が18名。もう半分以下ですよ、二つの保育園は。あとは正規の職員をきちっと採ってやられておりますが、この二つの保育園が特にそういった意味ではひどい。私も保育士も何年間やってきましたし、佐屋の保育園にもしばらくの間いさせていただきましたけど、こういった実態というのは何か考えられない。なぜこんなことを放置しておくのかというふうに、私は民間でも働きましたので、そういう点ではこういう実態は経験がないわけですね。やっぱりこれはもう本当に大きな問題だと思います。特に民間も、保育園の場合はきちっと公費で同じような形で運営費も出ていますし、そういう点では、こういった正規の職員がいないという保育園は、やっぱり市としても是正させるように指導すべきだと思いますが、その点、見解をお聞かせ願いたいと思いま

す。

○福祉部長（加賀和彦君）

最低基準の人数と、それからクラスの人数とは異なる状況でございまして、西川端の方で、乳児さんの方でクラスに正規の職員がいないところがありますが、他のところではクラスに1人ずつ常勤の職員は張りついておるわけでございまして、あと、複数担任というような形で運営をしているクラスもありますので、そういったところに非常勤の職員が配置をされておる。また、先ほどクラスにいないということもあると言いましたんですけれども、そちらの方につきましては、非常勤の職員につきましても、先ほども公立をちょっとお話をさせていただきましたが、処遇の違う、それなりの処遇をして充てているということでございます。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○26番（宮本和子君）

私もそういった意味では、昔は保育士の一人として現場で働いておりましたけれども、やはり非常勤保育士が多いという職場は、不安定雇用から勤務年数が大変短く、同じ仕事をしていても、低賃金で働くことを余儀なくされております。低賃金ゆえに安心して働くことができず、離職率も高まるということで、保育士が頻繁に入れかわることで悪循環を起こして、子供の保育の環境の悪化にも大変つながるわけでございます。こういった意味では、公立、民間とも常勤職員を最低基準に合わせて配置することは、やはり安心して保育を任される最低の条件でもあります。ぜひ愛西市のすべての、公立も民間も含めてすべての保育園で最低基準を守って、常勤保育士の配置をぜひしていただきたいと考えますが、その点の見解をお願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

説明が不足しておったかもしれませんが、非常勤の中にも常勤的な非常勤と、それから本当にパートさんという方と2種類ありまして、例えば美和多保育園の例でいきますと、常勤的非常勤が15名、それから非常勤が16名という状況でございますし、西川端の場合ですと、常勤的非常勤が9人、それから非常勤が9人ということで、非常勤の中にもそういった違いがあるということを説明をさせていただきたいと思えます。

また、問題は、保育の質が低下をするというような状況を招きますと、私どもとしても大変困ることでございますが、現在のところ、園児数等も横ばいしないしは、この2園につきましてはふえているというような状況もございまして、苦情等はこちらの方にも入っておりませんし、県の監査、私どももついていくわけでございますが、職員数のみならず、他の全般の保育の質の問題についても事細かく見せていただけてきておるわけでございまして、そういったところで問題があれば、やはりこちらの方としても県と共同して指導をさせていただくという状況になろうかと思えます。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

では、そういった意味では、こういった本当に非常勤の保育士の多い保育園には、そういった監視の目をぜひ開かせていただいて、常勤職員をきちっと配置するようにぜひ指導をしていただきたいと思えます。

では、二つ目の問題でございます後期高齢者医療の問題ですが、まず保険料の問題でお聞きします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私どもの方から、後期高齢者医療制度についてのお尋ねでございますので、御承知のように、後期高齢者医療制度とは、議員おっしゃいましたように、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害のある方を対象とする医療制度でございます。来年4月から始まるわけでございますが、それで、議員、65歳以上で一定の障害のある方のお尋ねでございます。

基本的には、現行の老人保健の対象と同様でございます。それで、障害年金の1級、2級に該当する障害の程度に該当する方となっております。もう少し具体的に申し上げますと、身体障害者手帳の1級から3級までの方と4級の一部の方、音声、言語機能障害と下肢の4級の方が該当いたします。そして、精神障害者手帳の1・2級の方、療育手帳のA判定の方、IQの35以下の方となっております。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

なかなか75歳以上といいながら、こういった障害者を入れるというのは、ちょっと私も大変理解に苦しむわけでございますが、そういった保険制度だということです。

で、保険料の問題ですが、東京都の後期高齢者医療広域連合が示しました保険料の試算で見ますと、23区や立川市での現行国民健康保険料と比較をすると、負担増は歴然としているということで、広域連合が、収入別の1人当たりの保険料の試算も示しており、それと23区、立川市における現行国保料負担金を比較しますと、23区では国保料の後期高齢者の保険は1.2倍から1.9倍、それから立川市でも1.3倍から2.1倍もの負担増になりかねませんという、今、試算のニュースを手に入れましたので、それをちょっと頭の隅に入れていただいて、こういう保険料の状況だということで、1点目から5点目までまとめて聞きますので、よろしく願いいたします。

保険料の最高限度額が50万円になるということですが、保険料の算定方法は具体的にはどのようなになっているのか。

2点目、75歳以上の夫婦の場合、75歳以上の夫、74歳以下の妻の場合の保険料はどのようになるのか。

3点目、サラリーマンなどの子供の扶養家族で、今まで保険料が必要ではなかった後期高齢者にまで保険料がかかるようになりましたが、対象者はどのくらいになりますでしょうか。

それから4点目ですが、国保と同じように後期高齢者医療保険でも低所得者の減免制度がありました。広域連合でも、また市としても独自減免をすべきだと考えますが、どのようなになるのか。

あと5点目ですが、今まで国保では70歳以上には資格証明書が発行されませんでした。後期高齢者制度では、滞納するとまず短期保険証が発行をされ、さらに1年間滞納すれば資格証明書が発行されます。ほとんどの後期高齢者は年金から引かれるので、保険料を払えない人は年金月1万5,000円以下の人で、普通徴収をする人になります。そういった低所得者に資格証明

書や短期保険証などを発行するという事は、医者にかかるなということになります。資格証明書、短期保険証などを発行しないようにすべきですが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

まずこの5点、お願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、順番にお答えをさせていただきます。

まず1点目の保険料の算定の問題でございますが、お答えをする前に、申しわけございませんが、お願いを申し上げます。

御承知のとおり、この保険料を初めとしまして制度の実施に向けては、具体的には保険者であります広域連合でそれぞれ市町村の意見を集約しながら、この11月議会に向けて条例化等の事務を進めておられる状況でございます。したがって、現段階でお答えすることのできる範囲でのお答えをさせていただきますので、御了承をいただきたいと思っております。

まず、最高限度額の50万の件等でございますが、まず保険料の算定についてのお尋ねでございますが、保険料の算定につきましては、国が示しておりますように、医療費等の給付、医療費ですとか葬祭費、特定健診事業費等の保険料を財源とすべき事業費に要します費用をベースに、所得割と均等割の二つの方法を考えておられるようでございます。所得割が50%、均等割50%といったような考え方でございます。

次に2点目の、75歳以上の夫婦の場合、75歳以上の夫、そして74歳以下の妻の場合の保険料はどうなるかということでございますが、基本的に75歳以上の方を、現在加入してみえます保険から独立をしていただきまして、この後期高齢制度の方へ移行をされますので、75歳以上の夫につきましては後期高齢制度への加入となって、その保険料をお支払いいただくこととなります。そしてまた74歳以下の妻の方につきましては、社会保険の扶養となれば負担は生じてまいりませんが、国保に新たに加入をされるということになりますと、国保税の負担をいただくこととなります。

次に3点目でございますが、サラリーマンなどの子供の扶養家族で、今まで保険料が必要でなかった対象の後期高齢者は愛西市で何名おられるかということでございますが、現在のところ把握はできておりません。ただし、老人保健対象者におけます平成19年7月末現在の社会保険の加入者でございますが、この方々が、今現在把握しておりますのが1,266名お見えになります。全受給者が6,215名でございますので、約20%弱でございます。

4点目の、国民健康保険同様、低所得者の減免をということ、そして市としての独自の減免をというお話でございますが、この減免規定につきましても、現在検討中とのことでございます。当然、保険料の減免規定につきましては、保険者であります広域連合の事務でございますので、それぞれ条例で規定をされると思っておりますが、その折にそれぞれの構成団体であります市町村の条例でこれは規定をすることはできませんので、広域連合の方でお決めになられると思っております。

最後の5点目の御質問でございますが、資格証明書、短期保険証の発行につきましてでございますが、これは当然、これも先ほど議員おっしゃっておみえになりましたように、決まり事

でございますので、負担の公平化を図る中で納付を働きかける機会を確保するための方策として、国保に準じて発行することとなっておりますということでございます。発行につきましては広域連合が行います。また、その運用に当たっては、機械的に行うのではなく、被保険者の事情等について、我々市町村側との十分な調整が行われるものと思っております。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

今、保険料の問題、ずうっと5点ほど質問をさせていただきましたが、やはりこの後期高齢者、まるっきり75歳以上の方を外して、保険料も50万、収入があるから50万円払えるんでしょうけれども、やはりそういった意味では、本当になかなか収入があるといっても、もうほとんどの方が年金暮らしという中で、75歳以上の方は後期、それ以下の方は国保なり社会保険ということで、本当に二重に払わなきゃいけないし、先ほども言いましたように、国保料よりも保険料が高くなる可能性が大きいということも大きな問題でございます。

そして、今、部長から報告がありましたように、市町村の権限はありません。広域連合の権限で、減免にしても、また資格証明証や短期保険証の発行についても、広域連合がこういうふうにしますということでやりますし、ただ市町村が行うのは保険料の徴収と、こういった減免や資格証明書の事務手続などを行うだけだということですが、私はこういった制度は、本当に市町村の市民、高齢者に直接携わる市町村に何も権限がないということでは、大変大きな問題と考えますが、市当局としては、こういった制度についてのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

この制度におきましては、先ほど来御答弁させていただいておりますように、広域連合の方ですべて条例で定められて実施をされますので、私どもも十分その中で協議をいただきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

続きまして、後期高齢者制度の問題点で三つほどお聞きいたします。

1点目は、国保や老人保健制度などで行っている健康審査などは、後期高齢者はどのようになるのか。また葬祭費の支給額はどうか、お聞かせ願いたいと思います。

また2点目、65歳から74歳の国保税も、来年の4月から年金から引かれることになりましたが、どんな人が対象になり、どんな方法で年金の引き落としがされるのですか、お尋ねいたします。

それから3点目、現在、津島市議会から議員が選出されておりますが、他の市議会にもきちんと報告されるべきですが、どんな方法で行われるのでしょうか。また、名古屋市では、既に病院の窓口で「お知らせ」が置いてありましたが、愛西市としては、市民へのこの制度への周知徹底はどのように準備されていく計画ですか。

この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、健康診査につきまして御答弁をさせていただきますが、健康診査につきましても、

法律の規定では、保険者であります広域連合の努力義務規定となっております。ですが、現在、担当の方の調整の中では、実施をしていく方向で検討中と承っております。

また葬祭費の支給につきましても、現在検討中のことですが、当然保険料にはね返る給付でございますので、県内の国保での状況、また他の都道府県との状況を十分検討していただき、決めていかれるものと思っております。

次に、65歳から74歳の国保税ですか、これも来年の4月から天引きをされる件でございますが、どんな人が対象で、どんな方法でということの御質問かと思っておりますが、このそれぞれ直接天引きといたしますか、こうしたことの影響でございますが、世帯のうちの国保の被保険者全員が65歳以上、75歳未満の世帯の世帯主であって、これは擬制世帯の方は除きますが、年収18万円以上の年金の受給者でございます。老齢、退職、障害者、遺族年金を受けてみえる方でございます。そして、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える場合におきましては、またこの特別徴収の対象とはならないようでございます。そして、この徴収方法、引き落としの方法でございますが、介護保険料と同じ仕組みでございますので、偶数月の年金支給月に合わせて徴収をされるということでございます。

そして、最後の御質問でございますが、さきの全員協議会の場合でもお話をさせていただいたつもりでございますが、この広域連合の議会に関する御質問、お尋ねと思っております。先ほど申し上げましたように、この広域連合の議会等に関する部分につきましては、要約したものを、先に届きましたら、議員各位にそれぞれ配付をさせていただきたいと思っております。また詳細につきましては、後日、会議録等がこちらへまいりました折に御確認をいただきたいと思っております。

そして、この会議録の公開でございますが、現在、広域連合のホームページにこの内容が掲載をされておると承知しておりますので、そちらの方を御利用いただきたいというふうに思っております。

そして最後に、この制度についての周知でございますが、現在広域連合の方で、それぞれの世帯への配布用リーフレットやポスターなどを今作成を進めておられます。こうしたものが届き次第、広報紙等にも記載をさせていただく中で、それぞれ市民の皆さんに周知をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

大変申しわけありません。少し訂正をさせていただきます。

65歳から74歳の、来年4月から年金を天引きをする件でございますが、私、18万円以上の年金というところで、年収とどうも申し上げたようで、年額18万円以上ということで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

## ○26番（宮本和子君）

そういった点では、この周知徹底のことですが、本当にわかりにくい点もありますし、そういう点では、介護保険のことでも前田議員がおっしゃいますが、説明会などをきちっと行いまして、対象者にはきちっと周知徹底をする機会をぜひお願いしたいと思っております。リーフとポスターを配ったからいいんじゃないかということでは、やっぱり理解されるのは難しいことにな

りますので、いろんな機会をとらえて説明会などを開いて周知徹底をしていただきたいと思いますと思いますが、そういったお考えはいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいまの御意見、内部で一度調整をよくさせていただきたいと思いますが、できる範囲、皆さんに周知の方法を徹底したいというふうに考えます。

**○26番（宮本和子君）**

この後期高齢者制度、2回目の質問ですが、もう少し皆さんに理解していただけるような形で質問をしたかったんですが、そういう点では本当に難しく、高齢者にますます負担がかかるという制度でもあります。今までサラリーマンの扶養家族で保険料が必要ではない高齢者まで保険料がかかるということで、75歳以上の高齢者になりますと、どなたも何らかの病気を持っているものでございます。

本来、介護保険制度は、国民みんなでお互いに助け合って見るシステムになっているはずですが、後期高齢者だけ別立ての医療制度にして保険料を徴収する制度になれば、これでは本当に今でも大変な高齢者の生活実態がますます厳しいものとなります。医者にもかかりにくくもなりますし、重症化すればするだけ医療費が膨れ上がる結果にもなります。やはり今まで市町村の責任で低所得者への減免制度や健康診査なども積極的に行って、愛西市としては後期高齢者の健康管理をしまいましたが、今後は県下の一つの広域連合が運営主体となります。

そこで、ぜひ議長を初め議会の皆さんにお願いしたいんですが、後期高齢者広域連合に対して、愛西市議会としても高齢者の生活実態に即した保険料にすることや、低所得者への配慮、そして減免制度を実施するなどを盛り込んだ、市民の立場に立った意見書の提出をぜひお願いしたいと思います。また、文教福祉委員会でもぜひ私が提案したいと思いますので、議員の皆さんの御協力をよろしく御願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで26番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時半からにいたします。よろしく申し上げます。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、通告順位11番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

**○24番（加藤敏彦君）**

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。よろしく御願いいたします。

きょうは4項目について一般質問を行います。一つ目には平和行政について、二つ目には学童保育について、三つ目には住民懇談会について、四つ目にはエコアクション21についてお尋ねをいたします。

まず平和行政についてですけれども、愛西市が誕生した平成17年9月9日に、愛西市の非核平和都市宣言が行われました。そして愛西市は、平和行政として非核平和広島派遣事業を行い、中学生の代表を毎年被爆地広島に派遣し、平和のとうとさについて学ぶ事業を行ってきました。ことしは、広島・長崎に原子爆弾が投下されて62年目です。しかし、いまだに核兵器は廃絶されず、被爆者も原爆症と認定される方がわずかなため、裁判で闘い、国の原爆行政を改めさせようとしております。

被爆地広島市の秋葉市長は、ことしの平和記念式典の平和宣言で、国が非核三原則を法制化し、被爆国の政府としてアメリカの核政策を改めることを求めました。そして、被爆の実相を広げるため、今月の14日からは、アメリカの101の都市で原爆展を開催する取り組みを行います。そして、長崎市においては、4月に伊藤一長市長が選挙中に撃たれ、亡くなるという事件が起きました。その後を継いだ田上市長が、ことしの平和記念式典で、同じく政府に非核三原則の法制化を求めました。

私は、先月の8月7日から9日、初めて被爆地長崎を訪れ、原水爆禁止世界大会や長崎の原爆犠牲者慰霊平和記念式典に参加してまいりました。皆さんに資料として長崎平和宣言を用意していただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

愛西市は、非核自治体協議会に参加しております。長崎市はその事務局を務めており、見学した長崎市の原爆資料館には、非核自治体協議会に参加する自治体として、愛西市の名前もきちっと記載されておりました。今、核兵器をなくすためには、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶の世論を広げていくことが大切であります。愛西市では、ことし初めて平和コーナーとして折りヅルコーナーを7月に四つの庁舎に設けて、非核平和広島派遣事業の中学生代表に託す、平和の願いを込めた折りヅルを市民に呼びかけました。

市長にお尋ねをいたします。折りヅルコーナーが設けられまして、どれだけの折りヅルが寄せられたのでしょうか。そして、行政としてこの折りヅルをどのように評価しているのでしょうか。来年も続けていくのでしょうか。そして、折りヅルを託された中学生や、または学校の感想はどうであったのか。そして、平和広島派遣事業の中学生の感想文を広報やホームページに掲載していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

平和行政の二つ目としては、原爆資料展についてお尋ねいたします。

被爆の実相を伝えるためには、原爆展などの取り組みが大切であります。愛西市では夏に、原爆パネルの展示を公民館などで行っておりますが、もっと積極的に取り組んでほしいと考えます。新聞報道で、津島市が非核自治体協議会の原爆展の資料を保管していることがわかりましたが、これは自治体を対象として貸し出しているものであります。ぜひ活用して展示を行ってほしいと思います。また、愛西市が保管している原爆パネルは、合併前に旧自治体がそれぞれ購入したもので、ことし、原水爆禁止愛西市地区協議会が借りて展示を行いましたが、年数がたっているため傷んできているとともに、パネルが全部そろっていない状況でありました。市民が借りて展示をする場合、きちっと行えるよう、点検・整備をしていただきたいと思います。

2項目めですが、学童保育についてお尋ねをいたします。

学童保育は、働くお母さん方にとって切実な要求であります。学童保育につきましては、3月議会、6月議会でも取り上げてきました。学童保育は年々要望が多くなり、ことしは佐屋、勝幡、草平の三つの児童館で待機者が出て、その後、佐屋と草平については、民間の学童保育が始まったことで対応ができるようになりました。でも勝幡では、まだ待機者の問題は解決しておりません。学童保育は、特に学校が休みになる夏休みや、冬や春の休みには切実な問題です。行政としてどのように対応されていくのか、お尋ねをいたします。

続きまして、放課後子ども教室についてお尋ねいたします。

政府、文部科学省と厚生労働省は、昨年、放課後子どもプランを発表し、愛西市では9月から放課後子ども教室が、佐屋、八輪、北河田、西川端、四つの小学校で始まりました。放課後子ども教室の実施状況、子供たちの利用状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、保育園の耐震診断についてお尋ねをいたします。

学校などの施設については耐震診断が行われ、順次補強工事が行われております。保育園についてはどうなっているのでしょうか。市の保育園の中には、指定避難所になっているものもあります。佐屋中央保育園や永和保育園が指定されておりますが、どうなっているのでしょうか。また、佐織保育園など、木造のものの対応はどのようになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

3項目めとしまして、住民懇談会についてお尋ねをいたします。

住民懇談会につきましては、以前もお尋ねしたことがあります。愛西市が合併して旧4町村が一つになり、新しいまちづくりを進めているわけでありまして。今議会は、愛西市の総合計画が提案され、まちづくりのビジョンが示されておりますが、この愛西市の総合計画の説明、そして、それとともに住民の要望や意見を聞く住民懇談会を開くべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そして次に、4項目めとしてエコアクション21についてお尋ねをいたします。

今、地球温暖化の問題、対策が重要な問題となっております。ことしは最高気温が更新し、温暖化を実感する年となりました。愛西市も最高気温40.3度という記録を持っており、温暖化の問題は身近であります。今議会に提案されている愛西市の総合計画、この基本計画の中で、基本施策の「自然と共生し、住みやすい環境をつくる」、そして、実現のための方策として、一つ、地球温暖化防止意欲の高揚と対策の推進、京都議定書に定められたCO<sub>2</sub>を初めとする温暖化効果ガス排出削減目標等の達成に寄与するために、地域や学校、市民生活における意欲改善の啓発高揚を図るとともに、排出削減のための対策・活動を推進・支援すると述べております。この排出削減のための対策の一つにエコアクション21があります。これについては、先月、海部地区環境事務組合が、環境負荷を低減するためのマネジメントシステムとしてエコアクション21の認証を受け、登録証授与式が行われたことが報道されました。

環境負荷を低減する方法としては、ISO14001環境マネジメント規格もあります。これは5月に飛島村が認証取得をしております。このISO14001は、資料の作成や更新にかなりの費用がかかることから、環境省が勧めているのがエコアクション21であります。その

特徴としては、容易に環境マネジメントのシステムの構築ができる。二酸化炭素廃棄物などの排出削減の具体的な取り組みができ、その結果、エネルギーコストなども削減することができる。環境活動レポートを作成、公表することによって、社会、顧客とのコミュニケーションが図られるという仕組みであり、認証登録によって環境経営のお墨つきが安価に得られるというふうに説明されております。愛西市においても取り組んだらどうかと考えますが、担当の考えはどうかでしょうか。

以上4項目についてお尋ねをいたします。行政の積極的な答弁をお願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、平和行政からお答えをさせていただきたいと思えます。

折りヅルコーナーの関係でございますが、4庁舎合計で2万7,616羽が届けられましたといえますか、御協力をいただいたわけでございます。毎年個人で広島、長崎、沖縄等へ届けてみえた方もおられましたようですが、こういったコーナーがあるということをお知りになられまして、わざわざ佐織庁舎に持ってみえたという方もございまして、本当に多くの御協力が得られたというふうに思っております。そういった反響の多さを考えますと、やはり来年度以降も継続していく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、生徒さん方の反響でございますが、こうして多く届けられましたものですから、24名、生徒が参加したわけでございますが、全員の子がそれぞれ持って捧げることができて感激をしておったということを随員の職員から聞いております。

それから、文集の関係でございますが、文集につきましては、文化祭で展示をしたり、中央図書館の図書室に置いたりして一般の方にも見ていただくようなこともありますし、学校等で閲覧をしてもらったり、学校によっては、参加した生徒が全校生徒を対象に発表会を行うといったことで活用もしていただいております。広報等の掲載につきましては、スペース等の問題もありますので、そこまではちょっとできないかと思えますが、いずれにいたしましても、せっかく参加してくれた中学生の感想文につきましては、広く見ていただけるようなことを考えていきたいと、そんなことを思っております。

それから、資料展の関係でございますが、私ども広島の平和記念館の方でそういった資料の貸し出し、例えば半分溶けた仏像ですとか、学徒動員の生徒の学生服、あるいは変形したガラス瓶など、そういったものを貸し出しをしているということは承知をしておりましたんですけども、津島市さんが持ってみえるということは、ちょっと私も承知しておりませんでしたので、一遍津島市さんの方にもどんな状況か聞いてみたいと思えます。広島の方の記念館で貸し出ししてみえるものについては、美術品扱いのように専門的に技量を持った運送ですとか展示方法などを考えなきゃいけないというようなこともありまして、私どももあるということは承知をしておったんですけど、なかなか現実に借りてやるというところまではいっておりませんでした。パネルの関係につきましても、ちょっと傷んでいるというような御指摘を受けましたので、一度きちっと見まして、補充するなり、何らかの形はやっていききたいと。パネル展につきましても今後も続けていききたいというふうに思っております。

それから、学童保育の関係でございます。

勝幡学区の関係ですけれども、現在、登録者は34名ありまして、待機17名ということでございます。平常月の希望の方の待機が8名、長期休業希望の方の待機が9名ということになっております。長期休業、例えば夏休みやなんかの長期休業につきましては、新たに開設しました町方児童クラブですとか、立田北部と、ちょっと遠いですがけれども、そういったところを利用していただくなどをして対応をとっておるわけでございます。それ以外につきましては、今年6月に民間の児童クラブに対する補助もお認めをいただきましたので、現在、その制度を活用して何とかやっていただけないかという、今、勝幡地区で1人、NPOを立ち上げてやってみたいというようなお話もありまして、ちょっとお話を進めておるわけですが、まだちょっと実現までにはいかどうかはわかりませんが、そういった補助制度も活用しながら、ほかの学区でもそうですが、その制度を利用しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、保育園の耐震改修の件でございますが、学校の方、保育園の方も56年以前の建物についてはやらなければならないということは承知をしておりますが、どちらかという和学校の方が優先をしてやられておりましたが、このたび耐震改修促進法も改正されまして、今までは3階建て1,000平米以上ということでありましたが、2階建て500平米以上のものにつきましても特定建築物ということになりまして、ことし3月の県の課長会でもそういった耐震診断等についての指導がございましたので、私どもでも早い段階にそういったものをしていかなければならないということで、今考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私からは、放課後子ども教室の実施状況等についてお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、地域の皆様方の御理解と御協力をいただきまして、佐屋小学校におきましては9月1日の土曜日から、また八開、西川端、北河田の3小学校におきましては9月3日の月曜日から開設をさせていただいております。子ども教室の開設に伴いまして、児童の参加募集を7月に行いまして、8月の中旬に登録をさせていただいたところでございます。また、指導員をお願いできる方々を広報とかチラシ等で広く呼びかけを行いまして、名乗り出られた方には登録をさせていただきました。その結果、参加児童につきましては、佐屋では307人、これも佐屋の4小学校区を含んでの話でございますけれども、また八輪では12人、西川端で11人、北河田で16人の児童が通っております。また、指導員の登録状況の関係でございますけれども、4会場ともグループとか個人での方々、さまざまでございます。合わせまして、佐屋では19人の方、団体も含んで19ですね。それから八輪では14人、西川端で14人、北河田でも14人となっております。

なお、現在でも、市内にお住まいのボランティア団体の代表者の方などにも呼びかけをお願いいたしておるところでございます。

教室の内容でございますけれども、佐屋につきましては週1回、これは昨年までやっておりました土曜日のものを延長して行うという形でございます。1回から12回のコースで行われております。八開、西川端、北河田の3小学校で行っているものにつきましては、月曜日から金

曜日の授業終了後、5時まで行っておりまして、毎日指導員の方々が一月のローテーションを組んでいただきまして、交代し合って、学習とか、また遊び、スポーツなど御指導をいただいております。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、住民懇談会につきましてでございますが、私ども、現在、市民の方々からの御意見、御要望につきましては、メールなり、そして公共施設にあります「ふれあい箱」でそれぞれの御意見をいただいております。その回答につきましては、可能な限り私どもで御回答を直接させていただくなり、匿名の場合においては広報に載せさせていただいております。この9月号の広報に、皆様からの御意見に関する「ふれあい箱」の御紹介をさせていただいております。この中で市内の匿名の方から、一つの項目として、市政懇談会を開いてくださいという御意見がございました。その回答として、市政懇談会を開催するについては、市総合計画も現在作成中であり、市の運営体制も整っていない状況であることから、現在、開催する予定はありません。今後開催するについては、必要性を見きわめ、判断したいと考えていますので、御了承くださいという御回答を広報に載せさせていただきました。今後、今ここの文章にありましたように、その状況を踏まえて、必要性をよく見きわめて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、エコアクション21でございますけど、今、加藤議員が述べていただきましたように、海部地区の環境事務組合が先月の14日に認証登録をされたということは承知をしております。これは、そこの中でもありましたように、ISO14001を簡略化して、中小企業の方が取得しやすい環境マネジメントシステムであると。そしてまた環境省が勧めているということは承知をしております。

先般、海部地区の環境事務組合の担当の方にもちょっとお尋ねをしました。その中で、認証を受けるには相当の過去3年間ほどのデータ等と省エネに対する取り組みを実証するデータを提示する必要があるから、ある程度全庁的な体制を整えて臨んだ方がいいよというアドバイスはいただいております。ただ、ここの中で話を聞いたところによりますと、環境事務組合さんも、津島市さんが主催をされました説明会に市内事業者として御参加になったということは聞いております。こういう機会が今後出てくるというふうにも思われますので、私どもとしては、その内容について、3日間ほどの説明会というようなことも聞いておりますけど、県内でおやりになるところがあれば、そこところに市の職員として取り組みをさせていただくといいですか、勉強させていただく機会を持たせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

平和行政について、ことしは初めて折りヅルコーナーが設けられて、部長が答弁をされたように、反響の多さという形で驚きの感想が述べられております。市長として、この折りヅル、2万7,000を超えるということは、平均すれば愛西市は2万1,000世帯ですから1世帯1羽以上の折りヅルが寄せられたということで、私も本当に取り組んでいただいてよかったなあ。ま

た愛西市の中にはやっぱり平和を願う気持ちといいですか、願いがこんなにもたくさんあるんだなあということに感動しておりますが、市長の受けとめはどうでしょうか。ぜひお聞きしたいと思いますが。

**○市長（八木忠男君）**

加藤敏彦議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘いただきましたこの折りヅルの件も、以前、他のそうした派遣団が持って行ってみえるということで御提案をいただいて、今回お願いできたわけであります。確かに直接持って行っておっていただく方もおありだったようですが、こうして年々続けていければなああと、そんなことを感じておりますし、特に参議院選の折に、立ち会いの方というと、ここで言うてはどうかと思うんですが、お時間があって一生懸命折っておっていただいた方もあったようでありますが、そんなことで、こうしたことが浸透していければなああと、そんなことを思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

部長の方から2万7,616羽ということで報告がありましたが、四つの庁舎で四つのコーナーが設けられたわけですけれども、それぞれの庁舎の数はわかるでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

佐織と佐屋は同じ数でございまして1万5,000、それから立田庁舎が2,500、八開庁舎が2,900、個人の方で6,000、それから新日本婦人の会佐織支部の方が1,216、合計で2万7,616という内訳でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

佐屋と佐織は、内訳はわからないんでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

すみません、ちょっと内訳までは数字が入っていません。

それで、1万5,000というのは、佐屋と佐織で合計ということですので、よろしく願いいたします。

**○24番（加藤敏彦君）**

それは分かんない。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

ちょっとすみません、そこまでは数字を持っておりませんので。

**○24番（加藤敏彦君）**

佐屋で何羽、佐織で何羽とわかると、もっとそれぞれの地区の思いというのがわかってよかったなあと思うんですけれども。

ここでお尋ねしますが、やはりこれは大変大きな反響があったということですし、また市民にツルを折るということが定着していることなんではないかというふうに思うんですが、約3週間の期間この折りヅルコーナーが設けられておりますが、もっと、四つの庁舎だけでなく、

例えば公民館とか福祉センターとか、住民の方が日常的に利用されるところにもそういうコーナーが設けられるといいなあと思うんですけど、私も佐織庁舎に寄ったときに、最終日のときでしたかね、お年寄りの方が、「これはいつからやっておられるの。こういうことなら私にもできるのに」というような形で言ってみえて、また来年もあると思いますからと私も言っておきましたが、やっぱり福祉センターなんかは、結構こういうコーナーが設けられると、皆さんが折っていただけるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうコーナーをふやしていくという点についてはいかがでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

福祉センターなんかは常に大勢の方がお見えになられる施設ですので、次年度以降、今回の経験を踏まえまして考えてみたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

なぜこのようにふやしてほしいかといいますと、やはり愛西市が非核平和宣言をして、そして中学生が平和学習をして、今回はこの市民の皆さんが折りヅルを託したことによって、市民の代表として広島に派遣をするという形になったと思うんですね。そういう点ではやっぱりこういう市民が、間接的ではあるけれども、こういう平和事業に参加していけるというものを広げていくことが、やはり平和行政を推進していく一つの姿ではないかと思っておりますので、そういうことを要望しているわけでありまして。

そして、同じくそういう立場からいきますと、先ほど部長の方からは、広報の掲載等、スペースの問題があつて、なかなかできないということですが、例えば六つの学校がありますので、毎年持ち回りでもいいですから、代表者の1名、2名でもいいですから、広報にそういう中学生の子の感想文を載せていただくということが、ヅルを託された皆さんにお返ししていくことではないかと思うんですが、その点は検討できないものでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

感想文はかなり長文ですので、はしょってということが子供さんたちの趣旨が伝わるかということもありますし、一度ちょっとその辺はよく考えてみたいと思います。

**○24番（加藤敏彦君）**

あわせてホームページの活用ですけれども、やっぱり広報というのは全世帯に届けられるという性格を持っておりますが、全部載せることはやはり不可能であります。ですけれども、これだけ多くの折りヅルが寄せられるということは、それだけ関心も高いということですので、このホームページなども活用して、そういう感想文が紹介できないかというふうに思うんですが、そういうことは可能でしょうか。まだ現段階では難しいんでしょうか。私は可能性はあると思うんですけれども。

**○総務部長（中野正三君）**

今、ホームページのリニューアルをしております。またそこら辺が可能かどうかは、私どもの今、研究の中で一度話してみたいと思っておりますが、今すぐ御回答はちょっとしかねますので、

よろしくお願ひいたします。

○24番（加藤敏彦君）

ぜひリニューアルの中で、そういうものも紹介できるような形でお願ひしたいと思ひます。

続きまして、原爆資料展ですけれども、昨年この平和行政について質問したときには、広島市の平和資料館が資料を貸し出しをしているということで紹介をいたしました。そして、昨年末の中日新聞でしたが、この非核平和協議会の関係で、その資料を津島が幹事団体で保管しているという記事があったので、これは市長にも紹介をしましたが、わざわざ広島までお願ひしなくても、隣の津島でそういうものがありますので、そういうものを活用して、少しでもこの被爆の実相を広げていただくということが、やはり本当の核兵器廃絶や被爆者の救済をしていく上でも大事なことだと思いますので、一度調べていただきまして、取り組みができる方向で検討をしていただきたいと思います。これもあまり費用の点ではかからないことだと思いますのでお願ひいたします。

続きまして学童保育ですけれども、勝幡小学校区は待機の問題が解決していないということで今回取り上げておりますが、NPO立ち上げの話が出てきているという点では、新しい話が出てまいりましたが、例えば節を設けると来年度ですね。来年度までにそういう立ち上げがされて、その受け入れの体制を整えば、またお母さん方の要望がかなっていくわけですけれども、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どもも、1月の広報にはまた来年度の児童クラブの募集の掲載をしていきたいというふうには思っておりますので、10月の末ぐらいまでにはお返事をいただけないかというようなことで、今話を進めておるところでございます。いろいろ補助要綱の条件などをお話しさせていただきましたんですけれども、まだちょっと未確定な部分が多うございますので、その点も含めてよろしくお願ひします。

○24番（加藤敏彦君）

今部長の方から、10月末までに学童保育を進めていくかどうか、NPO立ち上げをするかどうかという返事を待っているということで、立ち上がれば、それでかなり定員オーバーの部分で基本的に解決できるというふうに考えていいと思うんですけれども、立ち上がらなかった場合はまた同じ状態が続くわけですけれども、これに対しての対応はどのように考えていかれるでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どもといたしましては、できる限り勝幡児童館の方で受け入れをしていきたいというふうには思っておりますが、ことと同じような状況になるかもしれません。できるだけ先ほどの話がまとまるようにしていきたいと思ひますし、もしそんなどこかでちょっとやってみたいというようなお声がありましたら、ぜひ私の方に紹介をいただけないかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○24番（加藤敏彦君）

立ち上がればこの問題がかなり解決していけると思いますが、立ち上がらなかった場合に、一つ報告していただきました放課後子ども教室の実施の仕方ですけれども、佐屋については週1回、あと学童保育がないところについては月曜日から金曜日の5時まで、この放課後子ども教室を開催して子供の居場所を確保するという形で、その代用という言い方はおかしいと思うんですけれども、やはりそういう役割を果たせる条件が整っていると思います。

それで、放課後子ども教室については全小学校区で実施するというふうに受けとめておりますが、その点で来年度、放課後子ども教室をどういうふうに進めていくか、また、今問題というか、要望がある勝幡の学童保育、そういうところで実施されると、またそちらで対応できる方も出てくるのではないかと思うんですけれども、その放課後子ども教室の来年度へ向けての考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいんですが。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

この放課後子ども教室の関係でございますけれど、先ほども申したように、9月からまだ2週間ほどでございますが、また、実質的に子供さんの関係が一番大きいことと、また場所等の関係もございます。そういうような中で、来年度、果たしてどうなるのかというようなお尋ねでございますけれど、今、特に私ども北河田小学校につきましては、図工室を一部転用しての教室の開催でございます。それと、ほかの学校でどうだというようなことでございますが、当然場所等の関係もございます。それと、今、まだ始めて、先ほども言いましたように、間もない関係でございますし、今後これを進めていく上で、まだいろんなことが正直言って出てくるやにも思います。そういうような中で、とくかく今始めた4校について様子を見ながら、今後のことは考えていかなければならないなあとは思っておりますけれど、今現在のところとしては、この4校で周知をして進めていくということで御理解をいただきたいと存じます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

放課後子ども教室は、すべての小学校で実施するという考え方で政府が示してきていると思うんですけれども、そういう全小学校で実施するということと、来年度、様子を見てからということですが、その考え方の基本、すべての小学校に広げていくという考え方は変わらないのか、来年度は現在の4校の状況を見て、新たにふやさないという考えなのか、そこら辺、もう一度確認をしたいんですが。

#### ○教育長（五富利清彦君）

加藤議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

現時点では、来年度ふやしていくということは考えておりません。しかしながら、将来的に、今の放課後子ども教室と放課後子どもクラブというのは、また政府等の考え方でいろいろ変わってくる状況にもあるだろうと。その時点のところで再度検討をしていきたいなと、そんなふうに思っております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

政府の方も政権が変わるので、こういうことについても考えが変わるのではないかと、現実的な対応かもしれません。私もそういう気も半分しますので、政府の方針も見ながら、子供た

ちの立場に立って対応していくということで進めていただきたいと思います。

保育園の耐震診断ですけれども、部長の方から、法の改正に伴い、2階建て500平米以上は耐震診断をやっていくことになるということで、愛西市の保育園については、具体的に対象になるところ、それから質問でも、佐織保育園は木造でそういう対象にならないような気がします。逆になると、地震が来たら危ないという部分もあると思いますけれども、佐織保育園も含めて、耐震診断、耐震の問題について質問をしたいと思いますが。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

いずれにいたしましても、4園とも56年の建築基準法改正以前の建物でございますので、やはりやっていかなければならないということは思っております。耐震改修促進法が改定になりまして、特定建築物になったということでございますが、それになったということもそうですけれども、いずれにいたしましても、56年以前の建物ということで考えていかなければならないということは思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

部長の答弁で、早い段階ということは、来年度というような意味で受けとめてよろしいんですか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まだそこまでは詰めてありませんので、申しわけありませんが、いずれにしても県の課長会等でもそういった指導がなされておりますし、対応していかなければならないことだということは認識をしております。

**○24番（加藤敏彦君）**

耐震診断をやらなければならないということが決まった中で、早くやっていただくというのは大変重要だと思いますので、学校に続いて保育園施設についても早く診断をして、必要な対策をとっていただくよう求めていきたいと思っております。

3項目めの住民懇談会ですが、総務部長の方より、広報のふれあい箱への質問の回答という形で市政懇談会についての考え方が紹介されましたが、必要性を見きわめてという部分は、具体的にどんなふうなことを意味しているのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

具体的な決め手というものを今ここで申し上げるだけのものは持ってありませんが、ただ、市長の判断の中でその辺は決めていきたいというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

以前、この住民懇談会を、合併直後の議会だと思っておりますが、市長に質問したときには、住民懇談会をどうするかどうか前向きに考えたいと思っておりますという答弁もありましたが、私はこういう総合計画がまとまってきたという中で、やはり住民にそれを示し、そして住民の生の声を聞いていただく。隣の稲沢市長も、当選されてすぐ市民との懇談会をやられたようですが、やはり今、時期ではないかと思うんですが、市長の考えはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

先ほど来、担当が「ふれあい箱」の話なども説明を申し上げました。今までも折を見ながら、説明責任を果たすべく、行政区のあり方、あるいは消防の再編、あるいは未評価の点についてなどなどは各地区を回って住民の皆さんに説明もしてきているわけでありまして、総合計画の中身にしましても、市民の代表の皆さん、市民会議の皆さんにも中へ入っておっていただくわけであります。これからもこうした内容については市民の皆さんに御提示を申し上げて、またいろいろな御意見は、ふれあい箱、あるいはメールなどでもいただけるものと判断をしております。

現段階で、今御指摘の、すぐ住民懇談会をというとらえ方はしてございません。

#### ○24番（加藤敏彦君）

じゃあ、今は市長の考えとしては住民懇談会をする考えはないということで確認をしておきたいと思います。

最後の4項目めのエコアクション21ですけれども、総務部長より、環境事務組合が津島市の説明会に参加して、それからスタートをしているということで、勉強の機会があったら勉強して取り組んでいきたいという答弁でしたが、やはりこの環境問題や地球温暖化の問題というのは、これからずっと継続していく問題であり、客観的な基準で判断をしていくことが求められる、こういう環境マネジメントということが、やっぱり行政という一つの組織では必要な制度ではないかと思っておりますので、その勉強の機会があればぜひ出ていただきたいし、また、総合計画がこれからスタートするに当たって、その実施という形でこの環境マネジメント、コストの面でいきますとISO14001よりは、このエコアクション21が向いているだろうというふうに思いますが、そういう点をぜひ前向きに取り組んでいただきたいし、また説明会がなければそういう必要な準備を時期を見きわめて進めていただくべきだと思いますが、いかがですか。

#### ○総務部長（中野正三君）

確かにISO14001に比べますと、そこらでコンサルや認証の関係で、今だと500万ぐらいの費用がかかって、その後の更新にもそれなりの費用がかかっていくということは聞いております。ですけど、そのお金の問題云々ということより、今御指摘のように、環境に対する取り組み方を行政がよく考えよという観点から進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

住民の要望に対しても、また環境の問題に対しても、積極的に取り組んでいただくことを求めて、私の一般質問を終わります。以上です。

#### ○議長（佐藤 勇君）

24番議員の質問をこれにて終わります。

10分間の休憩をとります。再開は14時30分からいたします。

午後2時18分 休憩

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

次に、通告順位12番の21番・永井千年議員の質問を許します。

○21番（永井千年君）

私は、きょうは3点質問をさせていただきます。

巡回バスを一層便利で利用しやすいものに。集中改革プランは市民福祉の充実向上を目標に。そして、早尾榎下などの違法な産廃の過剰保管をなくすために、市独自の調査も行って、行政指導の徹底を。以上の3点であります。

まず巡回バスの問題から質問をいたします。

巡回バスにつきましては、立田地区におきまして、そして八開地区におきまして、次々と名鉄の路線バスが廃止をされ、多くの住民から、何とか復活してほしいと、そういう声に対して署名運動も行いながらやってきた中で、この巡回バスを旧立田村にも求めてまいりました。ちょうど佐屋の巡回バスがスタートする前からでありますから、ちょうど同じ時期に旧立田村においても求めてきました。そうした意味で、今回の巡回バスの立田・八開地区への運行拡大は、本当にやっと住民の願いが実現した、感慨深いものがあります。

佐屋地区の公共施設巡回バスが、改善を図りながら利用を拡大してきましたように、この両ルートも、市民の要望をよく聞きながら、便利で利用しやすいものに改善を図っていく必要があると思います。中日新聞は、あくまで試行と報道していましたが、この語感は、どちらかといいますと、利用が少なかったらやめるかもしれないというふうに解釈されやすい語感を持っています。利用しやすいものに積極的に改善していく、走らせた以上、みんなが利用していただけるものに絶えず改善していくと、そういう意味で試行と言っているのだとしたら、やっぱりこの「試行」という言葉の持つ語感から誤解をされやすい言葉だというふうに思いますが、他の巡回バスと違いまして、国の試行路線だとか試行運転ということの補助金をもらってやっているわけでもありませんし、もう既に佐屋、佐織でバスが運行したものが拡大されたということでもありますので、私はあまりこういう試行、試行、あくまで試行なんていう言い方は強調しない方がいいと思いますが、その点はいかがでしょう。

総合計画の実現のための方策でも、この市民利用者の意向を的確に把握して、運行時間や経路、バス停を適宜見直しますとあります。具体的にどのような方法で意向を把握して、今後どのようなスパンで見直していくのか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目に、地元の人から、バス系統図を見てもバス停がよくわからないという声が寄せられています。一つの原因は、立田・八開地区にある停留所、全部で27カ所ありますが、この67.5%が町内名となっており、場所を特定できにくいことにあります。佐屋地区や佐織地区では、場所が特定できる施設名か企業名を使っているところがほとんどであります。なぜこのようにしなかったのか。町名表示は佐織地区のように括弧書きで補充を行って、またこの町名は具体的に、例えば早尾地区であれば常德寺駐車場前であるだとか、南川並であれば薬局の前で

あるだとか、そのように周知をすれば、地元だけではなくて地元以外の人にもやはり理解をしていただく必要がありますので、ぜひこれは改善を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つの原因は、バス停設置の場所と仕方にあります。私も佐織地区も見て回りましたが、佐織地区は側溝などの上に土台つきで立っています。つまりちょっと出ているわけですね。ですから非常にわかりやすいですが、立田・八開ルートは、その半数近くが電柱に設置がしてあります。フェンスだとか壁なども多くて、またちょっと奥まったところにもあって、わかりにくい原因となっています。また、電柱というのは、設置者の許可を受ける必要があるのではないかと思います。佐織のような形にぜひ改善を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、バス停のない字、町内の方から、なぜ私の町内はないのだということでも声が寄せられました。また、あったとしても一番端っこで、長い集落からは遠いところも多いです。例えばバス停のないところは、立田地区では、枝郷、下一色、宮地、富安などはありませんし、八開でも、ちょうど真ん中の元赤目や常納や小判山あたりにはありません。このバス停をふやすか、それともコース上で手を挙げての乗車であるとか、バス停以外での降車の検討なども同時に考えていただく必要があると思います。御検討いただけないでしょうか。

二つ目は、集中改革プランの問題です。

集中改革プランは、市民福祉の充実向上をあくまで目標にさせていただきたいというふうに思います。集中改革プランは、財政指標の目標を設定しておりますが、18年度決算の各数値を見てみますと、見通しのように推移はしておりません。公債費比率は、17年の5.2%に対して5.3%とほぼ横ばいではありますが、経常収支比率は84.8%と、既に計画最終年度の85%とほぼ同率となっています。そして、基金残高も68億円と、17年度よりも5億円ふえ、経常経費も136億円と、18年度の数値が既に6億円違ってきておりまして、目標最終年度の27年度の107億円との差額、23億円と既に同額となっています。この具体的な実効性を伴った集中改革プランとするには、この決算数値や現予算との整合性を絶えず図る見直しを毎年行っていく必要があるのではないかと思います。これから総合計画が決まり、どのような手順や日程でロジックモデルシートと言われるものによる事務事業の点検や実施計画の作成が行われていくのか、御説明をいただきたいと思います。

行政改革は、初めに削減ありきではなくて、住民のニーズをよくつかみ、あくまで住民が求める住民福祉の向上、住民サービスの向上を目指すものでなければならないと思います。実施計画も作成されていない段階で、経常経費の17億円削減の数値だけがひとり歩きし、またそれが固定されるようなことはあってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

そして、集中改革プランはあくまで市民福祉やサービスの充実向上を目標にすべきですが、最初に削減数値目標ありきで進まないように、絶えず目標に戻って考えていただく必要があると思います。具体的な取り組み事項、このアクションプランの中で7項目23事業に分かれておりますが、これはどこまで今具体化をしているのでしょうか。20年度予算に反映される

事業があれば、その概要の説明をしていただきたいと思います。

三つ目です。早尾榎下などの違法な産廃の過剰保管をなくすために、市独自の調査を行って、行政指導の徹底を行っていただきたいと思います。

農地課の報告によりますと、現在、愛西市内には、農地の違法な転用による産業廃棄物場と化しているところが6カ所あり、うち4カ所は立田地区にあります。中でも過剰保管などの悪質な事例である早尾町榎下の片岡工業、早尾町流の辻工務店、山路町頭俱前の常磐造園のこの3カ所は、合併前からたびたび一般質問でも取り上げてまいりましたが、なかなか改善されません。昨年5月17日には、市の農業委員会から愛知県へ違反転用事例の報告書が提出されて1年以上がたちました。現状はどのような状態にあり、どのような違法状態にあると認識をしているのか、御説明いただきたいと思います。

この3カ所のそれぞれに対して海部事務所農政課より改善勧告が出されて、業者より是正計画が出されているとのことでありますが、それぞれのその内容はどのようなものなのか、御説明ください。

改善勧告是正計画提出後も県・市一体で指導が続けられているとのことでありますが、どのような指導が続けているのか、現実には改善は図られているのか、なぜ改善命令など次の行政手続へ進んでいけないのか、お尋ねしたいと思います。

四つ目は、検査・調査の問題であります。

鉄鋼スラグ問題では、県が昨日検査結果を公表して、共同建設有限会社に対する行政処分、改善命令を行ったことを発表していますが、愛西市も、本日配られました周辺水路の水質調査を行いました。他の場所であります弥富市でも、周辺水路の水質調査か土壌調査を行っています。これで赤目については、岐阜大学教授の行った水質調査、県の行った溶出試験や含有量試験、愛西市の行った水質検査と、三つの検査結果が出ておりますが、市はそれぞれの内容をどのように判断しているのか、御説明いただきたいと思います。

産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、廃棄物による周辺への汚染のおそれがあるところにつきましては、市が独自に水質検査、土壌検査などを行う基準というものについて、現在設けているのかどうか。私は、法違反の悪質な事例や周辺住民が心配している、今述べましたような事例は、積極的に市独自の検査を行うべきだと思います。立田地区の3カ所はともに悪質で、住民から苦情が出ているところでもあります。今回の赤目同様に検査を実施するべきではないでしょうか。検査を実施する考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

以上、最初の質問を行いました。あとは自席で質問を続行いたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方から御答弁をさせていただきます。

この巡回バスの運行についての「試行」という言葉の中での御質問でございますが、運行を続けてまいりますには、続けていく過程で、今いろいろな議員の御意見をいただきましたんですが、問題点、改善点は今後も運行の中でいろいろ出てくると考えております。そうすれば当然、私どもとしてその内容においては、ある一定の期間をもって全体といいますか、その方法

についていろんな考え方で持って修正という形は出てくるかと思っています。

いずれにしても、御質問の中で見直しの期間はと、スパンはという話でございますが、利用者の方、そして市民全体の方たちの御意見の中で、昨年度18年度の中でやってまいりました巡回バス運行検討委員会議の中で議論をお願いしたいと考えております。これは運行ばかりじゃなくて、今から申し上げるすべてのことについてになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

バス停のことにつきましてですが、基本的に町内一つという基本でこのバス停の設置を行ってまいりました。これは田中議員にも御説明を申し上げましたんですが、運行時間、この立田地区でいきますと4往復、その運行時間等の絡みもありまして、すべての町内のところに行きづらかったという部分もございます。バス停におきましては、佐織、佐屋との違いということも御指摘ではございますが、それも今後の中で詰めていきたいというふうには思っております。

いずれにしても、せつかくの運行でございますので、その位置においては、それぞれの御承知の中でよく御確認をいただきたいと思っておりますし、私どもとしても今後の中で市民の皆さん方にPRといいますか、お知らせの方を努めてまいりたいということを考えております。

それからもう1点、3点目でございますが、このバス停の設置の方法でございますが、確かに佐織地区におきましては、その電柱共架というような地域は、私自身もその担当であったときにも確認はしておりますけど、ございません。佐屋地区においては3分の1ほどのそういう共架のところがございます。そういう中で、立田・八開地区においても、電柱、NTT柱にお願いをした部分がございます。

で、御指摘のNTTや中電に許可というお言葉でございましたが、ここ佐屋時代のときから実はそういうことをやっていなかった経緯があったということでございます。それぞれの協議を怠っていたということでございますので、現在、そのことはもう既に御了解の方は得ております。あと、共架の方法での改善をということでございますけど、これも先ほど当初で申し上げましたように、いろんな面での改善のところは今後の中でやっていきたいということは考えております。

それからバス停のことでございますが、これも田中議員にも申し上げましたんですが、先ほど、前の話と重複するかもしれませんが、本当に戸口まで行けるような状況の車の運行の仕方ではございませんので、最大限の午前2回、午後2回という形で、8時半から5時50分ぐらいまで運行をさせていただいております。その中で、これ以上のルートといいますか、ふやすことがなかなか困難だということも私どもは考えておりますし、今、バス停以外の乗降につきましても、その分だけおくれていくということが出てまいりますので、現時点ではバス停での乗車、降車をお願いしたいと考えております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、2点目の集中改革プランの関係について2点ほど御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

御案内のとおり、今回の集中改革プランの目標数値につきましては、10年後の財政指標で設

定をいたしております。それで、財政指標につきましては、歳入歳出それぞれの数値の変化によって、当然これは変動してまいるものというようなとらえ方であります。したがって、議員御指摘のとおり、やはり前年の決算数値、あるいは現年予算、さらには次年度の予算編成等、毎年、その財政状況を検証していく必要があるという考え方に立っております。そして、柔軟な対応が今後必要ではなかろうかというような認識であります。

そして、御質問の経常経費17億円の削減につきましては、目標とする財政指標の設定に際して、その時点での財政状況予測におきまして、金額にすると17億円程度の資源が必要になるというような前提で数値を示しております、あくまでも目安でございまして、先ほど柔軟に対応していく必要があるということも一方では考えておりますので、議員から御指摘がございました、決して固定した数値という認識は持っておりません。むしろ今後の財政状況等によって、当然この数値というのは変動していくものではないかなあと。当然変動すれば、一応集中改革プラン等に数値は示しておりますけれども、当然これは行革推進委員会、あるいは議会の皆さん方の方にも順次お諮りをすべき問題ではなかろうかというように考えております。

それから2点目の関係でございましてけれども、やはり市民の福祉、サービスの充実向上というとらえ方でございましてけれども、当然行政といたしましては、常に念頭に置くべき目標であるという認識は持っております。それは提供していく前提におきましては、自治体の財政基盤の確立が大前提でございまして、重要であります。そして、今回の集中改革プランの目標は、持続可能な財政運営でございまして、これなくして、福祉、サービスの向上はあり得ないという考え方で今進めておるところでございまして。それで、当然のことながら限られた財源を最大限有効に使うためには、その提供する行政サービスの取捨選択と申しますか、これはとらえ方かどうかはわかりませんが、やはり今愛西市が愛西市の財政といいますか、そういうような状況、いわゆる身の丈に合ったサービス水準というものの見直しが必要になってくるのではないかとというような、一方では考え方も持っております。

それで、20年度に反映される事業があれば概要を説明してほしいというような御質問をいただいておりますけれども、きょう現在、この時点であえて申し上げるならば、午前中宮本議員さんの方からも御質問が出ました。また全協でも福祉部長の方からも御説明申し上げておりますように、来年度実施予定の保育料の見直し、そういったものが一つ具体的な事業であろうと。ただ、先日の鷲野議員さんの方にもお答え申し上げますように、今後補助金の見直し、そういったものの中で一部そういったものが20年度に反映されてくる分もあるだろうと。

いずれにしても、きょうこの時点で、20年度の予算編成方針は作成できていない現状でございまして。そして、ただいま御質問がございましたロジックモデルの関係、今全庁といいますか、全課職員挙げて、一つ一つのロジックモデルの検証を進めている段階です。そのロジックモデルの検証結果がどうなるのか。これはまだ2回ほど職員研修を予定しておりますけれども、その中で一応判断をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、早尾榎下等、違法な産廃の過剰保管をなくすためにと題されました

御質問のうちの、前段の農地の違法事例の報告書絡みの関係を御答弁させていただきたいと思  
います。

農地の違反転用の立場からお答えをさせていただきますれば、愛西市農業委員会の方から、  
議員も御質問の中で言うておみえになりますように、この18年3月20日に、農地に復元するよ  
う勧告をしております。その後、愛西市農業委員会から平成18年5月17日に、愛知県に違反転  
用事案報告書を提出いたしました。これを受けまして、19年2月21日に、愛知県知事名による  
是正勧告書が違反転用者に出されました。これによりまして、平成19年4月16日付で、平成20  
年の5月ごろまでに原状回復する旨の是正計画書が愛知県の方に出されております。

それで、議員質問の趣旨の中で、是正計画書とはこういったような内容のものかという内容  
の御質問もございましたけれども、「違反転用是正計画書」ということで、愛知県知事殿とい  
うことで、違反者名、ゴム印を押して印鑑が押してございます。で、農地法等、違反転用事案  
について、下記のとおり是正措置を行いますとなっています。土地の所在として、愛西市早尾  
町榎下104番、畑694平米、同105番、田991平米。2番、是正計画として、農地へ原状回復を行  
うものということで、原状回復の時期として、先ほども申し上げましたが、平成20年5月ごろ  
と、そういった記載のものが出されているものでございます。よろしく願いをいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から鉄鋼スラグについての御答弁をさせていただきます。

議員おっしゃっていただいておりますように、弥富市においては、この鉄鋼スラグの積み置  
き場に近隣の排水路、こちらの水質調査なり土壌調査を行っておられるようでござい  
ます。私ども当市におきまして、八開地区の赤目町の鉄鋼スラグの積み置き地でございます、  
隣接をいたします東側の排水路におきまして水質調査を行ったところでございます。本日皆様  
方のところにその調査結果をお渡し申し上げました。また、昨日の帰りには、愛知県が発表い  
たしました共同建設有限会社に係る行政処分、改善命令についてという3枚つづりのものの中  
に、県の試験結果が出ております。

それで、御質問の水質調査、市の判断はという、まず御質問でございますが、私ども市が行  
った結果、そして県の行いました調査結果の数字は、今申し上げましたお手元にお配りをさせ  
ていただきました調査結果表のとおりでございますが、当市の赤目町にございます部分につい  
て見ていただきますと、これはまず県の方の別紙1というもののところに溶出試験結果があろ  
うかと思えます。カドミウム、そして総水銀、セレン、鉛、砒素、弗素、硼素、六価クロムと、  
こうした調査項目があるわけですが、その上段のところに括弧書きで、小さく0.1ですとか、  
0.0005だとか書いてございますのが、これが県の基準でございますので、その基準と照  
らし合わせていただきますとよくわかるかと思えます。それで、NDとなっておりますこの部  
分につきましては、数値、値が出なかったという部分でごらんをいただきたいと思えます。

そうした結果でごらんをいただきますと、まずセレンにつきましても、鉛につきましても、  
砒素につきましても、硼素につきましても、市が行った部分では値を上回っておりません。県  
のものにつきましてもごらんのとおりでございますので、県が行ったもの、そして市が行った

ものの数字を見る限りは、基準はオーバーはしておりません。

そして次に、早尾地区ですとか、山路ですとか、産業廃棄物置き場となっておりますようなところの今後水質調査を行うかどうかというお尋ねでございますが、それと基準はあるのかという御質問でございますが、基準については、こういう場合については行うといったような基準はございません。それで、私どもの考え方としましては、このようなそれぞれ事案があろうかと思っておりますので、当然、事案が確認をされた折に被害予想をそれぞれされると思っておりますので、県の指導を受けながら、こうした農業委員会の方の御意見等もよく伺って、当然私ども市とも連携をとって行く中で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○21番（永井千年君）

それでは、まず巡回バスの問題であります。このバス停問題であります。ちょっと抽象的な答弁で、具体的に何をやっていただけるのかははっきりしないものですから、改めて伺いたいんですが、この運行についての検討会議で、これからさまざまな運行上の問題について議論はしていくということはわかったわけですが、まずバス停の設置については、私が勝手に佐織型と呼びましたけれど、この佐織型のようなものに改善を図っていただくことはできないかどうか。もちろん、電柱の設置については、設置者の許可を得ていると、改めて得たというようなことが言われていますが、広告という観点でいえば、当然公的な公共物については、市町村が行うものについては、愛知県の屋外広告物条例などは除外されるということはわかっておりますけれども、現実に地方自治体が、単に巡回バスだけではなくて、ほかのいろんな小さな看板がまちじゅうにあふれていますよね。で、今了解をとったというのは、今回のバス停についての了解をとったということなんですか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、お話しいただきましたんですけど、佐織地区、佐屋地区との比較をといますか、佐織地区の比較をされました。佐織地区のときにおいては、土台設置をして平成7年の暮れからやってきた経緯があります。で、やり方それぞれ異なったかと思えますし、その長い期間の中でいろんな見直しの中でそういう形をとられた佐屋地区があったというふうに考えております。私どもとしては、バス停においては、今、その現状の中でお願いを当面はしていきたいと。その後の、今後のことにつきましては、先ほどの検討の中へ入れてまいりたいということは思っております。

ただ、そのほかの広告物といいますか、設置物があるかどうかということについては、現在手元に資料は持ってございません。

#### ○21番（永井千年君）

要するにわかりにくい、見にくいというところの解決のために、この設置場所を全部一挙に変えてしまうということじゃなくて、特にそういうところから一つ一つ設置場所の再検討、これは張りかえるだけで簡単に済むところもありますし、佐織のように土台をつけなければならぬところもあるかと思えますが、それはそんなに予算がかかる話じゃありませんので、これは何か検討会議で大上段に振りかざして、全部一挙にどうしようという話じゃなくて、個

別的に一つ一つやることも十分可能だと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

1点、そういう土台つきでのことを実は躊躇した一つの理由が現実にあることはあるんです。それは、実はこのバス停のものを引き抜いて、それで近隣のガラスを割った経緯がこの地内にございます。それで実際に公共物も被害を受けた経緯があって、実はその取り付け方に苦慮しているということも現実にはあるわけです。その辺で、全面的なといいますか、全体の考えの中で一度考慮したいというふうで答えをさせていただきます。

**○21番（永井千年君）**

バス停の名称については、現在もう設置しちゃっているの、上にまた張って括弧書きで書くのかどうか、あるいは別紙に、早尾町というのはここですよ、南川並はここですよ、葛木はここですよということで、広報か、あるいは別に刷っていただいて、配っていただくことも可能かと思いますが、僕もびっくりしたんですけど、南川並ってどこですかとって地元の人から来るんですよ。早尾ってどこですかとって、地図を幾らしげしげ眺めてもちっともわからないというのがありましたので、ぜひこれは周知の方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

本当に皆さんがわかる名前といいますか、その括弧書きというのは、なかなか我々だけではいかん部分もありますので、その辺も今後の中で皆さんの御意見を伺っていきたいと思っております。

**○21番（永井千年君）**

それから、バス停のないところの話であります、例えば宮地というところでは、神社のあたりまで来てくれて、引き返すことはできないかだとか、具体的なそれぞれの集落ごとに考えてみえる方もありまして、そういう声も寄せられております。例えば枝郷なども、塩田にあり、防コミにあり、戸倉にあるけれど、葛木にあるけど、枝郷のど真ん中を走っておるにもかかわらずバス停がないという、非常に不思議な場所の一つであります、こういったところは、今、時間の問題だというふうに言われましたけれど、これ事実上、今でもときどき乗車、降車で手を挙げて、非公式な問題だと思っております、見かけるんですね、非公式に。そういうバス停を正式に設けると、必ずそこでとまらなくちゃいけないから、ますますおくれるばかりだというふうなことがあれば、ぜひこれはコース上の乗降者、現実それぞれ配慮しながら行われているようでありますので、ぜひ、特に立田・八開地区については自動車がそう込むようなところでもありませんし、とにかく何らかの方法で考えていただかないといかんと思うんですが、今の話だと具体的な答弁がありませんでしたので、改めてちょっと検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今一番この運行の中で懸念しておりますのが、多分これから行楽シーズンになってくる時期だろうと思っております。御承知のように、立田大橋の問題も超える問題も出てまいります。全体の

運行に支障が出る時間帯が、運転手も懸念をしている状況下であります。随時おぐれてくる状況になる可能性もあります。で、今の御発言は私どもも承知はしておりますので、今後、運行の形態といいますか、時間的なものすべて大幅な見直しをかけなきゃ時間的に余裕がない状況下にありますので、その辺は来るだろうとは思っておりますけど、そういう中で御議論をいただきたいというふうには思っております。

#### ○21番（永井千年君）

ぜひ、これからも市民からさまざまな要望が寄せられると思いますので、きちんとそのあたりは聞いていただいて、検討委員会にも順次かけていただいて、できるところから着手をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、集中改革プランの問題であります。この財政試算を用いた方法であります。全協でも一度説明があったのは、仮の一つの試みの計算だといって説明がありましたが、全くの一つの試みの計算なので、そのまままた詳細な検討を行えば、また違った数字が出てくるかと思いましたが、そのままこの集中改革プランの数値に反映をしておりますので、部内でどのような検討をしたのかちょっと伺いたいんですが、合併のときに財政計画が出されましたが、そのとき私たちが結局のところ普通建設事業でつじつま合わせをすると、足らずまいを普通建設事業に入れるので、普通建設費が足らなくなってしまうような、最低でも補修やなんかで10億は要ると言いながら二、三億になってしまうような、そういう僕にしてみればいかげんな財政計画、合併計画の中でそれがそのまま承認されていくという経過をたどったわけですが、今回も逆に、経常経費、普通建設事業だとか、50億円の大型事業などをそれぞれの年度に打ち割った上で、この差額を経常経費、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、このところで調整をした数字ということなんでしょうか。まずちょっとそれを確認させてください。

#### ○財政課長（大鹿剛史君）

議員御指摘のとおり、経常経費に当たる部分、削減に該当する部分は、人件費、物件費及び維持補修費、扶助費、補助費等でございます。

#### ○21番（永井千年君）

そうしますと、例えば普通建設事業で見ますと、平成21年までの集中改革プランは具体的な端数まで、100万円単位まで出ておりますけれども、その後20億円、20億円、20億円ということで同じ数字が並んでいます。つまり前回は、合併の財政計画の折には普通建設事業のところにしわ寄せをしたけれど、今回は非常に定額的な数字がこの普通建設事業の中に込められておいて、経常経費だけで調整をして、この集中改革プランを見ますと、この130億円から10年後の107億円まで、これは必ずここで削減しなければならない数字であるかのような、これでは誤解が生まれると思うんですね。企画部長の先ほどの答弁は、それは柔軟にこれからも見直していくということですが、現実はこの集中改革プランの数字が何となくひとり歩きして、17億円削らなあかん、17億円削らなあかんというふうなことばかり言われる方も現実にあるわけありますから、今の新しい決算の数字、来年度の予算、そして実施計画なんかも踏まえて、こ

の集中改革プランについても、今のような、僕に言わせると非常に乱暴な数字の組み立てでなくて、きちっと整合性のあるものにぜひ見直しをしていただく必要があるというふうに思いますが、その必要性は感じてみえるのでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほど第1回目のお答えで申し上げたとおり、その部分の必要性は当然必要だろうというところからしております。

それで、乱暴なという言い方をされましたけれども、ただ集中改革プランをスタートする時点で、最低限やはり最低目標数値というのは、当然向こう10年の目標値は必要だという前提の中で立っているいろいろ試算をした中で求めてきた数字でございます。

それで、固定という一つの考え方も、今、最初に申し上げた、持っておりませんし、議員おっしゃいますように、これから今大型プロジェクト事業50億ですね、当然それも入れて想定される事業を概算で50億という一つの状況の中でオンをしておりますので、当然事業費も固まってきますし、そういったものを見ながら毎年毎年、当然一応20年度についても予算配当を19年度を引き継いでやっていくという前提で考えておりますので、当然その数字というのは毎年毎年検証し、見直すことが必要であろうという考え方でおります。

**○21番（永井千年君）**

そうすると、集中改革プラン修正版というのが出るのでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

まあ修正版といってあれですけども、先ほど申し上げましたように、今その集中改革プランは一応公表しておりますので、当然そういった状況になれば、見直しの数値というのは当然公表していくべきだというような考え方でおります。

**○21番（永井千年君）**

それで、新規にこれから行う事業、今さまざまな各種事業について各課で検討をして、ロジックモデルシートに基づいて検討してみえるということですが、この新規に行う事業、充実させる事業、衣がえさせる事業、縮小する事業や廃止する事業など、さまざま一つ一つ精査したものが一応積み上がってくるのはいつになるのでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

最終的には、きのうの補助金の見直しの関係でも、大体11月をめどにという話もしましたし、ロジックの関係でも御質問があったわけでございますが、一応先ほど申し上げたように、全庁挙げて全課職員、それぞれ部署においてロジックモデルについて、今、それぞれ作成をしておってくれます。そして、あと2回の研修を踏まえて、大体11月ごろには各課のそのロジックモデルというものが一通りでき上がってくるんじゃないかなあと。ですから、当然それを予算査定に一部反映をしていきたいということを考えておりますので、11月末、あるいは予算編成時にはそういったものが出てくるのではないかなあというようなところからしております。

**○21番（永井千年君）**

確認しておきますけれども、したがって、いわゆる今回の17億円だとか、幾つかの指標につ

いては、固定的な財政フレームのこの枠の中で、絶対これは変えないよということではなくて、今後も柔軟に検討をしていっていただくというふうに、特に経常経費については、それぞれ人件費が幾らとか、扶助費が幾ら、補助費がということで、各個別に検討しなければこれは出てこない話だろうと思いますので、ぜひその点も、いろんなところで市長も、財政厳しい、財政苦しいという話が強調されておりますけれど、この集中改革プランの中身もやはり立体的に、今企画部長が言われたような形で説明をされないと、一面的な理解だけが広がるということになりかねませんので、ぜひその点もいろんな機会に説明をしていっていただきたいと思います。

**○企画部長（石原 光君）**

今、当然、見直し修正版という話の中で、ある部分見直しは必要だと、柔軟な考え方で持っていくというふうなお話を申し上げましたけれども、ただ御理解いただきたいのは、向こう10年の公債比率、経常収支比率、基金残高というものは、当然この目標数値、指標ですね、それは一応考えるという一つの考え方は持っておりません。ただ、その中で、当然今おっしゃいましたその17億という目標額、それは先ほど言いましたそれぞれの数字によって変わってきますので、それを見直す状況になれば見直していくと。ただ、あくまでも10年後の目標数値というのは、これは変える考えはありません。

**○21番（永井千年君）**

20年度予算に補助金の見直しも一部出てくるかもという話がありましたけど、これは今、ここで述べていただくものはあるでしょうか。保育料の話はわかりましたが。

**○企画部長（石原 光君）**

今、きょうこの場で具体的にこれについてこの事業についてこうするというお答えはちょっとできません。きのう鷲野議員さんにも申し上げましたように、今プロジェクトの方で鋭意、その素案というものをつくっていただいておりますので、それが11月ぐらいにも一応素案ができ上がってくるだろうと。そういった中で今進めておっていただきますので、きょうこの時点では具体的なことは申し上げることはできません。

**○21番（永井千年君）**

じゃあ三つ目の話です。それぞれ19年2月21日に是正勧告書が出されて、19年4月16日にと出されましたけれど、このそれぞれ3ヵ所とも同じ時期に出されたということなんですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

ちょっと確認なんですが、あとのあれというのは、山路、頭俱前、流の関係ですか。

**○21番（永井千年君）**

はい。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

ちょっと手元に私持っていますのは、愛西市の農業委員会の方から出されたものについては持っておりますが、ちょっと県の方で出されたものについては資料を持ち合わせておりませんので何ともいえませんが、愛西市の農業委員会としては、山路の頭俱前の方も、それか

ら流の方も同時期に出させていただいておりますし、県の方への報告もさせていただいております。ちょっと申しわけございません、県の資料を持ち合わせておりませんので、今ちょっとここでお答えできないんですが、お許しをいただきたいと思います。

**○21番（永井千年君）**

ほかの2カ所も改善勧告、是正計画がどのようになされたかということ、後で確認をして、また教えてください。

それから、検査の問題であります、この赤目の問題で、9月20日までに共同建設から是正計画が出されることになっているそうでありますけれども、その順番が、どうも指導しているのは、まず基準値を超えたところから撤去しなさいということになりますと、この赤目は後回しにされるということになってしまいますので、ぜひ、まだこれから20日に是正計画が出されるそうですから、愛西市として速やかな撤去を業者に対して、県に対して改めて申し入れていただきたいというふうに思いますが、その意思はおありなんでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

この結果が出ておりますので、今後、市といたしましても、県の方にそのようにお願いをしていきたいというふうに思っております。

**○21番（永井千年君）**

業者に対してはどうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

県との話し合いの中で、業者の方にもそのように県を通じてお願いをしていきたいというふうには思います。

**○21番（永井千年君）**

検査ですが、今回の鉛、砒素、セレン、硼素の検査で、愛西市が使ったのは1万5,000円だというふうに聞いたんですが、重金属などが入りますと、この金額もはね上がるわけですが、とにかく農業委員会が非常に悪質な事例として、悪質な産業廃棄物の過剰保管、異常保管などであるというふうに認定をして県に出している事例でありますので、少なくとも農業委員会が出したところについては、市はちゃんと検査をやるというふうにならないんでしょうか。先ほどちょっとそれが非常に不明確な答弁でしたので、改めて答弁を求めます。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

今後、農業委員会の方でそのような事案報告をされた場合には、市としても、議員おっしゃっていただくような考え方で進めたいというふうに考えます。

**○21番（永井千年君）**

この問題で肝心なことが一番最初の質問で、どういう状態にあるかということが正確にわかまれているかどうか。私は、流と榎下については私の家の窓から見えますので、形の変化があるとすぐ見に行き、写真を撮ったりして監視して、県にも連絡をとっているわけですが、愛西市は、常時監視という点ではどの程度実態をつかんでみえるのでしょうか。例えば常磐造園なども、実際、道路に鉄板を全部敷いたり、一部コンクリートが打たれたり、事実上の

構築物、建築物が建っているような状況で、ある意味では建築基準法の関係なんかも出てくるんじゃないかというふうに思いますが、この現状は正確にどの程度監視して、どのような状態だというふうにつかんでみえるのか、改めてちょっとその点、説明いただきたいと思います。担当課長でもいいですけど。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

先ほどからの問題でございますが、これにつきましては、私ども海部事務所の環境保全課、こちらの方と合同いたしまして、現場の方も調査いたしておりますし、そのように指導をさせていただいております。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

申しわけございませんでした。先ほどの流と頭俱前の関係で、私、愛西市の農業委員会の関係は御報告させていただいたんですが、県の状況がわからないということで、大変失礼をいたしました。

同じようにこちらの早尾町流、それから山路町頭俱前の方も、愛知県からの方も勧告がござっておりますので、よろしくをお願いします。

**○21番（永井千年君）**

20年5月までに原状回復ということになっておりますが、5月になったらきれいさっぱり急になくなるというものではありませんので、これは絶えず毎月どれだけ処分しているのかということが追及されていかなくちゃいけないと思いますが、その点、県の方も市とともに指導していきたいというふうに言っていますが、たまに見に行く程度ではいけませんので、どれだけ量が減っておるかということもちゃんと市でもつかんでいただきたいと思いますが、その点は、最後にそういうことがやれるかどうかお尋ねをして、質問を終わりたいと思います。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

その件につきましては、先ほども申し上げましたように、海部事務所と協力いたしまして、随時監視したり、指導したりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて21番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとり、40分から再開をさせていただきます。お願いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時40分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

通告順位、最後になりましたが、13番の5番・吉川三津子議員の質問を許します。

**○5番（吉川三津子君）**

環境を子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

まず最初に、ゼロメーター地帯として避けては通れない排水問題について質問させていただきます。

今議会で質問をしようと思ったきっかけは、この市役所に来るまでに市内に何ヵ所か、民地内と道路側に側溝が並行して2列並んでいるところがあるのが気になったからです。このようなところは愛西市にしか見られず、周辺市町村ではまれで、大きな駐車場でないこのような光景は見られません。また、今後愛西市に若い方々に住んでいただくのであれば、住みよいまちづくりの視点からも排水問題は避けて通れない問題であると考え、質問することといたしました。

まず1番目の質問ですが、市道の道路側溝への民地からの排水について伺います。

先日、海部事務所に伺ったところ、県道並びに国道155号線については、できるだけ市民の皆さんに門戸を広げる方針をとっている。民地からの雨水だけでなく、合併浄化槽の生活排水なども側溝の大きさと水量を計算した上で、排水先に困っているケースは受け入れるようにしているとのことでした。また、駐車場が浸透式になっているケースは何ら問題ないという説明がありました。旧4町村時代は、町村道においてこういった判断がまちまちだったと思いますが、市になって市道の道路側溝への民地からの排水はどのような基準を持っているのか、また合併前とどう変わったのか、伺いたいと思います。

次に、さきの議会でも問題になりました囲領道路のことですが、民地を含む道路を市道認定した場合、後々遺産相続などで問題が起きることも考えられ、不適當であるとの意見が出て見直しがされました。そこで伺いますが、既に市道認定されている囲領道路はどのように解決されていくのか、改めてお聞かせください。

次に、排水問題について三つ目の質問ですが、市全体の排水計画について伺います。

排水計画といっても、分厚い計画書をつくるようにと申し上げているのではなく、この地区はこういった経路で排水をしてくださいますといった地域別の排水先を決めておくことが必要ではないかと思っております。もちろん、土地改良区との調整が必要になりますが、1軒ずつ徐々に家がふえていって、周りに遊水池の役割をしていた田んぼがなくなり、自然浸透力も低下し、結果的に大きな排水問題を抱えるといったことが、今までも起きてきました。ゼロメートル地帯であり、温暖化による豪雨も予想される昨今であります。排水問題は、安全に生活していく上で重要な問題であり、市として責任を持って立案すべき事柄と考えますが、現在の進捗状況、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

大きな二つ目の質問として、談合の疑いが持たれない入札制度について伺います。

愛西市のホームページに、年度別の落札業者や落札価格、予定価格が公表されています。また、市役所の1階には、入札業者名などがわかる詳しい結果も閲覧できます。しかし、そういった情報は業者さんの利用が多く、一般市民の方の閲覧は少ないのではないのでしょうか。私は、こういった情報をガラス張りにすることが談合を防ぎ、結果的には落札価格を下げると思いますが、そういった面から、入札制度の改革は一つの行財政改革だと考えております。

私は、閲覧資料から、平成18年度から19年度7月までの土木建築工事の落札結果を分析してみました。土木建設工事といっても、橋の工事やアスベスト除去などの専門的な工事を除いたものですが、何と落札率は97.3%と、市民オンブズマンが95%を超せば談合の疑いが濃いと

ている数値を超えています。また、それだけではなく、旧佐屋地区の工事は旧佐屋地区の業者が落札、旧佐織町地区は旧佐織地区の業者、八開、立田も同様の傾向が見られます。その傾向は、佐屋地区では44件のうち37件がそういった傾向にあり、84.1%、八開では75%、立田では74.4%、佐織では71.7%となっています。大きな工事には地元業者の参入が少なく、そういった物件もこのデータ分析には含まれていますし、市外の業者でも特定の地区しか落札していない業者もありますので、実際にはこういった傾向はもう少し高い率ではないかというふうに思っております。さらに問題なのは、予定価格に満たなかった場合、2度目、3度目と入札が行われるわけですが、1度目も2度目も3度目も、一番安い札を入れているのは同じ会社です。

このように、95%以上の落札率であること、旧町村地区ごとに落札する業者に一定の傾向があること、そして1回目から3回目まで同一会社が最低価格の札を入れて落札しているということは、オンブズマンの主張や国が出している資料などからいえば、談合を防ぐ対処を当局として直ちに進めねばならないという状況であるかと思っております。一般的に、一般競争入札にすれば落札率が80%前後まで下がると言われ、仮にその数値を当てはめれば、この土木建築工事のみで1年半で5億6,000万円、90%にとどまったとしても2億4,000万円節約をできたということになります。

そこでお尋ねいたしますが、土木、建築、耐震工事、アスベスト除去、物品購入、委託など、種類別の愛西市の平均落札率はどれくらいか、お聞かせください。また、行政は工夫して少しでも落札額を安くする努力をし、市民から預かった税金を大切に使う役目があると思いますが、入札参加者やそれぞれの入札金額など、さらに詳しい結果をホームページで公表すべきかと思っておりますが、改善の予定はありますか、お聞かせください。

次に、随意契約についてお伺いいたします。

電算関係などの契約が多いかと思っておりますが、愛西市においては、随意契約についても窓口で公開されており、その部分において他市に劣らない対策がとられております。しかし、もう一歩進めて、一定額以上の物件をホームページで公開する考えはないか、お伺いいたします。また、地方自治法施行令の契約の種類に応じて定められた額の範囲を超えていながら、つまり入札で決めなければならない金額でありながら随契にした件数と、それぞれ事業の種類ごとの最高契約額を教えてください。

次に、電算関係のソフトや物品購入、システム変更などの見積仕様、そういったものは専門家でないとなかなかわからず、予定価格を決めることが難しいと思っております。競争原理が十分機能して無駄のない入札にするよう、入札に参加しない専門家で組織する審査会などを設置して審査を受けるなど工夫してはとありますが、現在、こういった電算関係の予定価格の設定はどのようにしているのか、また、こういった専門家の力をかりることを考えていないのか、お聞かせください。

三つ目として、永井議員からも質問がありました鉄鋼スラグ問題と地域の環境保全についてお伺いいたします。

鉄鋼スラグの問題は、2001年か2002年に入ってからか記憶が定かではありませんが、ぴかぴ

か光る真っ黒のものがあつという間に持ち込まれ、大きな山をつくりました。このころからこの鉄鋼スラグへの取り組みをしているわけですが、愛知県に問い合わせたところ、あれは製品であり、少し寝かせないと使えないと、そのころ言われました。その後、鉾津に当たる産業廃棄物であり、管理型処分場で処理しなければならないものであることがわかり、リサイクル製品という名前がつけばどこにでも野積みができてしまうのはおかしい。廃棄物であれば、きちんとした処分場に処理しなければならないのに、リサイクル製品という名前がついたがゆえにどこでも置いてしまうことはおかしいと、2002年の10月に環境省との話し合いの折、これは廃棄物ではないかということで、廃棄物として処理するよう環境省とお話をしたことがあります。今、リサイクルの問題がいろいろ騒がれておりますが、廃棄物として処理するより、リサイクルした方が安くつくからと、リサイクルが悪用されている事例をこの間ずうっと訴えてまいりました。同時期に、石原産業のフェロシルトの問題、そして危険な産廃まじりのにせ堆肥の問題にもかかわり、農地にどンドンとリサイクルを語った産廃が押し寄せていることを感じてきました。

昨年の9月に鉄鋼スラグの成分調査を行い、ことしの7月の水質検査では、岐阜大学の先生にみずから現場に来ていただき、素人の私が水をとったのでは間違いがあつてはならないということで、直接先生に水を採取していただき、調査をしていただきました。昨日、愛知県の結果も発表されましたが、私は正直、愛知県の調査からあれほどの汚染が出るとは思っておりませんでした。それは、共同建設が多数の会社から鉄鋼スラグを搬入しており、品質にばらつきがあることから、あの大きな山の一握りのスラグで、果たしてきちんとした調査結果が出るだろうか。きっと数値は出ないだろうと踏んでおりました。しかし、昨日の結果では、思いのほか高い数値が出て、私は驚いております。今後、愛西市の鉄鋼スラグにおいても安全を証明することは難しく、リサイクル製品としてではなく、産業廃棄物として処理されることになるかと思われまます。大変大きな問題を抱えることになります。住宅地にこれほど近いのは、愛西市の現場のみです。市として強く県や業者にいち早く撤去の働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。また、撤去がおくれるならば、敷地外に水が今にじみ出ております。そういった水の調査もすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

愛西市の環境課には、愛西クリーンの件、トーヨーボールの件、そしてこの鉄鋼スラグの件と、本当に一生懸命取り組んでいただいております。町村時代は愛知県の下請的な役割でよかったものが、市となれば方針を持ってやっていかなければならないことも感じていらっしゃるかと思います。こういった環境問題は、小さなうちに解決しないと解決が難しくなります。そのためには、早い段階で情報を得ることが大切です。

そこでお伺いいたしますが、県からの依頼で、市が推薦している地域環境保全委員からは年間どれくらいの情報が持ち込まれ、その情報はどのように使われているのか、お聞かせください。また、農地が絡んだ産廃問題は後を絶ちませんが、こういった偽りのリサイクル問題だけでなく、さきも瀬戸市の産廃業者が残土に産業廃棄物をまぜて出荷して、岡崎市と豊田市で土壌汚染の問題を起こしました。田んぼから畑にする場合、残土を利用する場合が大変多いと思

います。こういった情報を農家の方に知っていただき、地域で注意し合う仕組みが必要かと思いますが、産廃問題で農業委員会との連携はどのようにとられているのか、お聞かせください。

あとは自席の方で質問させていただきます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、市としての排水計画はどうなっているのかと題してお尋ねの点、3点順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目ですが、民地からの排水の取り扱いについての御質問でございますけれども、旧佐屋町、旧八開村、旧佐織町では、民地排水や生活排水を道路側溝へ流すことは可能とされておみえになりましたけれども、旧立田村においては、こうしたことはできないという取り決めがされておりました。17年の4月の合併に向けていろんな調整がされたわけですが、その調整の中で、愛西市について、全域において民地雨水や生活排水を側溝へ流すことは可能にしようという形で取り決めがされまして、現在に至っております。

それで、愛西市の住宅地開発事業の指導要綱におきまして、排水施設については、「施工区域から流出する雨水、または汚水を排水するために必要な施設は、市長の指示に従い敷地外主要排水施設まで誘導し、排水するように事業者の負担により施工しなければならない」と定めさせていただきます。従いまして、議員が質問の中で述べておみえになりますように、道路改良を行いまして、その改良に伴い、道路側溝を当然、旧の町村それぞれ設置をされますが、先ほど申し上げましたように、民地内の排水をどういう方法でやられるかは、その施主さんのお考え一つでございます。敷地内の排水等について適切に排水していただくようにということで、先ほど申し上げた指導要綱によってお願いをしているのが現状でございます。

2点目の御質問でございますが、団領道路の関係についてお尋ねでございますけれども、議員も御承知かと思うんですが、この19年の2月13日の全員協議会の折にも、議員の皆様方へ市として今後していきたいというお話を申し上げましたけれども、御質問でございますので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

お答えにつきましては、現在進めております団領道路解消に向けての経過も含めてお答えにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

平成19年度に、総代の皆様方に依頼を申し上げまして、その実態調査を行い、現況を把握したいということで計画を進めておりまして、この4月に第1回総代会がございました。8月に第2回の総代会がございまして、1回目の総代会のときにもいろいろ御説明をさせていただいたんですが、なかなか御理解がいただけないというか、私どものあくまで想定ですけれども、想定しているような数値が出していただけない、報告をしていただけないということで、先ほど申し上げたように、第2回の総代会を8月にもう一度詳細な御説明を申し上げて、この調査依頼のお願いを申し上げます。2回目のときにつきましては、旧それぞれの出身の職員に団領道路がありそうな町内図に、こういうところに団領道路と思われるものがありそうなので、いろんな資料等で皆さん、また古老がお見えになるところについては年配の方にお聞きするなりして、御報告をいただきたいということでお願いをしまいましたが、第2回目のと

ころもあまり結果的には進んでおりません。したがって、困領道路がありそうな町内について、まだ未提出ではないかなあという町内について、現在、職員が地元の総代さん等をお願いをして、地元の方へ現在おいて調整中でございます。できるだけ早い時期にそういったものを取りまとめをしたいなあということでございます。取りまとめをできた後には、寄附採納の地元の合意が得られた困領道路について、原則として土地の測量から所有権移転登記までの経費については市が全額負担をいたしまして、困領道路の解消の進めるといふ計画、段取りでございます。また、市道認定がされていない困領道路もあるようでございまして、この認定をされていない困領道路につきましては、認定を受けようとする路線のすべて、関係する土地を市へ寄附採納をしていただく旨、確約をされた場合に限り、さきに申し上げたような手法をもって市道認定をしていくという考えでございます。

それから3点目でございますが、議員も御質問の中で言うておみえになるように、ここは海拔ゼロメートルといひますか、海拔ゼロメートル以下の地域が大変多うございまして、全く議員のおっしゃるとおりかなあと思ひますけれども、議員御指摘のとおり、この地は、強制排水なくして生活ができないのが現状でございます。排水につきましては、地域ごとにそれぞれ決まった水系体系がございまして、それをええるということになりますと、議員も御質問の中で言うておみえになりますけれども、当然排水先の土地改良区の了解が必要となつてまいります。現在の水系の体系の中で排水機等の能力も定められて整備がされておりますし、それを市そのものでこうこうするといふような排水計画を持ったものはございせんが、排水路についても、各土地改良区において、現在計画的に整備がされております。また、雨水処理するための一番重要であります排水機については、先ほどもお答えをさせていただきましたように、市内47機あり、そういったものが更新時期を迎える時期になってきているのが現状でございます。しかし、この排水機、1機場を更新するにも多大な費用を必要とするため、その受益となる構成団体とか、そういった関係機関への協議といふのは、当然のことながらやっていかなければなりません。また、事業費も多いことから、事業化をするということになりますと、国や県の協力が不可欠なものとなつてまいりますので、今後については一層改良区や協議会等の連携を図りながら、相談をしてまいりたいといふふうに思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方、入札関係で3点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の落札率の関係でございましたけれども、18年度の実績で申し上げます。

18年度の入札件数につきましては178件でございます。それで、この178件に対しまして、全体の落札の平均につきましては93.36%でございます。

それから、議員の方から、土木関係につきまして105件入札があったわけでございますが、議員の方からはこの土木については97.3というお話がございましたけれども、私どもの方で一応試算をしますと96.43%という数値になって……。

○5番（吉川三津子君）

1年半分ですので。

○企画部長（石原 光君）

ごめんなさい。私が申し上げているのは18年度です。申しわけないです。

それから、建設関係ですけれども、24件で89.91%、それから耐震関係6件ございまして、98.06%、アスベスト工事関係につきましては7件ございまして、76.99%、それから備品の購入関係につきましては13件ございまして、73.93%、委託関係につきましては23件、96.26%という結果に、あくまでも18年度の状況でございますが、結果になっております。

それで、公表の関係でございますが、入札結果、ホームページで今一部公表をしております。ただ、現在、新しいホームページ、リニューアルといいますが、そういった分もありますので、御指摘がございましたその一つの公表ですね、そういったものについては、今現在新しいホームページを作成中ということもありますので、それと並行して、一遍内部でよく検討をして進めてまいりたいというふうに現時点では考えております。

それから、随契の関係でございますけれども、現在、財政課において、入札情報と同じく随意契約においても窓口で一応その公表はさせていただいております。ただいま入札関係でも申し上げましたように、ホームページの公表につきましては、今、新しいホームページを作成ということもありますので、入札情報とあわせてそういったものも公表できるような形で内部でよく検討してまいりたいというふうに現時点では考えております。

それから、平成18年度の随意契約の総件数でございますが、356件、随契でございました。それで、総金額につきましては4億2,651万1,000円という結果になっております。それで、そのうち自治法の施行令で定めております金額を超えた随意契約につきましては、一応各課照会をかけました結果、75件となっております。それで、事業の種類による最高の価格の関係でございますが、これは自治法の施行令に定めますそれぞれ各号がございしますが、いわゆる工事または製造の請負の関係につきましては、これは具体的に事業名を申し上げますと、佐織西中学校のプールアスベスト除去工事で932万4,000円、それから財産の買い入れにつきましては、これは公務支援システム購入ということで、電算関係で1,995万円。それで、その他の大きなものにつきましては、愛西市公共下水道実施設計業務委託で7,350万円という結果になっております。

それから、3点目の電算の入札の関係でございますけれども、電算関連経費につきましては、機器、ソフトウェア、それから設定委託等がございすけれども、このうち住基、住民記録ですね、それから税情報を扱う基幹系の機器ですね。それから、法改正に伴う既存システムの改修等につきましては、既存システムの構築業者と随契をしているのが現状でございます。それはなぜかと申しますと、やはり基幹系機器の調達及びシステムの改修につきましては、既存システムを熟知した上、単に機器の納品のみならず、総合的といいますが、トータル的なサポートも必要とされるという観点の中で、これは随契という形をお願いをしておるわけでございますが、やはり業者さんから出された見積もりにつきましては、その中身のチェック、これは情

報管理課職員が、愛西市でいえば専門的な部分に入ってきますけれども、情報課の管理課の職員が、内容や価格等が適正かどうか、あるいはその職員の経験、知識をもとに、必ずこれはチェックを行っております。当然、その価格の交渉も行った上で契約という行為を行っております。それで、電算関連経費につきましては、18年度から情報管理課にて、これは予算の説明でも申し上げた経緯がございますけれども、一括管理を行っております。それで、これまで個々の担当課で契約をしていたものを、電算情報管理課において一括契約をすることによって機器の更新の見直し等を行っているというのが現状でございます。

それで、19年度以降も、当然18年度同様に市に係ります電算経費に無駄がないか、あるいは不均等ではないか十分チェックをいたしまして、コスト対策に努めておるところでございます。

それから、後段の専門職の関係でございますけれども、電算関係、総じて申し上げるならば、いわゆる法改正等による既存システム改修による経費等の低減につきましては、愛西市のみならず、これはどこの市町村も同様の問題を抱えているのが現状ではないかなあと。それで、専門職の育成、当然これはITマネジメントですか、そういったものの導入などが一方では提案されているのもよく認識しております。それで、今後、こうした件につきましては、これは実はさきの市長、首長会でも、IT関連の関係、どこの市町さんでもやっぱり問題になっていきますので、今後、海部ブロックの担当課と協議をして、一遍その場でいろいろ問題を持ち出して、いろいろ検討しようじゃないかというような場を年内に設定する予定でおります。そういった中でいろいろな問題等について解消をしていきたいなというような考え方でおります。以上です。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から鉄鋼スラグの問題について御答弁をさせていただきます。

まず第1点目の、八開赤目地区のただいまの現状と今後についてという御質問だというふう

に受けとめます。

八開地区赤目町の鉄鋼スラグでございますが、この地区におきましては、合併の5年ほど前より積み置きがされておるようでございます。そして今回の報道によりまして、愛知県は、この積み置きスラグをサンプリングいたしまして、成分分析を行いました。それで、その結果等につきましては、先ほど永井議員の質問の折にも御報告をさせていただきましたように、お手元の方にその結果を御配付させていただいております。

よって今後は、この結果に基づいて県の方は降雨対策、速やかな撤去を指導すると言っております。また、養生中のスラグにつきましては、廃棄物の処理過程であるということの判断で、産業廃棄物処理法及び愛知県の廃棄物適正処理指導に基づいて指導を行っていくと言っておりますので、市といたしましても、速やかに指導をいただけるように県の方に強く要望をしております。

2点目でございますが、地域の環境保全委員さんの活用についてということだと思っておりますが、この地域環境保全委員さん、愛西地区の中で8名県から委嘱を受けておいでになります。旧町村単位で2名ずつの県からの御推薦をいただいて、今、活躍をしておっていただきます。

業務の内容等につきましての御報告でございますが、この委員さん方、半期半期と言われておりますが、上半期、4月から9月までの活動報告につきまして10月に御報告をいただく、また9月以降3月までの事案について翌年4月の折に御報告をいただくというようなことになっておるようでございます。

それで、こちらの方へ御報告いただく内容、一般的に不法投棄、野焼きといったような身近なものの御報告が参っておるようでございます。公害に関しますこと、また廃棄物の不適切な処理など、地域の環境に重大な悪影響を及ぼすような異常を発見した場合には、また市町村の方へ速やかに連絡をいただくことになっておるようでございます。

3点目のリサイクルを語った事例や残土についての取り組みということでございますが、このリサイクルを語り、廃棄物が違法に農地に放置、また野積みされることについては、農地サイドでも建設残土など廃材での埋め立てに対する指導、啓発を行っておられます。私どもといたしましても、今後も地域の皆様方よりの通報をいただき、また農業委員会とも連絡を取り合っ、この啓発に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの鉄鋼スラグの関係の3点目の関係、私の方の所管からも少しお答えをさせていただきます。

農地改良等において埋め立てをされる場合には、確約事項を出していただいております。それについては、良好な耕作土を盛り土して、産業廃棄物等は投棄をいたしませんと、そういった内容のものをお出しいただいております。また、注意啓発をというようなことを御指摘でございますが、今後、農業委員会だより等で啓発をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

後ろからもう一度いきたいと思えます。

ぜひ鉄鋼スラグの件はまた個別で、今までの経緯、私の方で測定した結果についても十分お話がしてないと思えますので、改めてその御報告はしながらいきたいと思えます。

しかし、先ほどから申しておりますように、鉄鋼スラグの山の一握りしか今愛知県の方は調べていないわけです。ですから、本当に長引くようであるならば、もう少し広く調べていただくよう県に要望するなりして対処をとっていかなければならない問題ではないかと思えますので、その点、ぜひまた県の方にもお伝えいただきたいと思えます。

あと、地域で環境保全委員から情報は何件ぐらい届いているのでしょうか。

#### ○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

この件につきまして、はっきりした数字をちょっと持ち合わせしておりませんが、数名の方から今の野焼きとか、不法投棄の通報というか、報告がされております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ほかの地域でこういった委員さんから貴重な情報が役場の方に届きながらも、それを見逃した事例もありますので、ぜひそういったところはきちっとしていただきたいということと、や

はりこういった委員さんを市で選ばれると思うんですが、できるだけ環境問題に関心のある方を選んでいただきたいなというふうに、これは要望ですが、お願いいたします。

あと、これについてはまた後ほど個別にお話はしていきたいと思いますが、先ほど残土の問題につきましても、見ただけでは本当にわからない状況で、産廃と残土をまぜる場所があって、それが持ち込まれる事例が本当にたくさんあるんですね。そういったことで、どこから持ってこられるか、そういったことも十分皆さん、チェックしながらお使いいただけるような体制、残土というのは、ある程度廃棄物がまざっております。きれいな土ではありません。そういったことにぜひ目を向けていただきたいなと思いますので、それはまた要望ですが、お願いいたします。

次に、入札の問題についてお伺いいたします。

私自身、今回たくさんデータをずうっと集計させていただいて、正直驚いております。町別にずうっと集計をとりました。私が持っているこの紙は白い紙です。黄色いところが全部95%以上です。白い紙が黄色くになってしまうほどの状況になっておりました。左右、佐織町の業者は佐織町、佐屋の業者は佐屋という形で、やはり一般市民の方が見られたら、あらっと思われるような今状況であるのではないかなと思います。行政としては、やはり少しでも不正がないように仕組みをつくっていくというのが役割かと思っておりますので、先ほど答弁がありました。できるだけこの入札制度、結果をガラス張りにするということが談合を防いでいく一番の近道かと思っておりますので、積極的に、求められたら出すのではなくて、積極的な公開を望んでいきたいと思っております。

それから、あと電算の方の問題です。先ほど部長から言われましたように、本当にどこの市も抱えている問題であります。その中でやはり専門家とこういった審査会、大きなソフトを購入したりとか、システムを購入するときに、第三者機関的な委員会的なものを設置して、妥当な金額かを審査していただくような仕組みをとって、成果を上げているところもありますので、またぜひそういったことも考えていただきたいと思いますと思っております。

あと、きょうはちょっと排水の問題でいろいろお伺いしたいと思っております。

先ほど、愛知県と同様、側溝には雨水も生活排水も、支障がなければオーケーになりましたよというお話になりました。でも市民は知らないんですよ。だから、そこら辺のところをやはり事あるごとに総代会等でお話しいただければいいかなと思うんですけど、そういった市民への広報はどうなっておりますでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっと私、記憶が定かではありませんので、間違っていたら御容赦いただきたいんですが、合併時に使いました合併関係の説明資料の中に、草刈り等がなくなったとか、そういった内容とあわせて、その辺の関係もお話しというか、できるような、説明会での説明をしたつもりはちょっと記憶がありませんけど、資料にはうたってあったんじゃないかなと思うんですが、もし間違っていたらお許しをいただきたいと思っております。ただ、議員おっしゃいましたように、総代会でPRをするというのはいかがなものかなと思うんですが。

○5番（吉川三津子君）

困っていらっしゃる地域もあるものですから、そういった形でほかの方法をとればその地域の排水問題が解決されるという面もありますので、そういったところにはぜひ積極的にお話をさせていただきたいと思います。

それから、あと私が側溝が2列に並んでいるところのお話をいたしました。この間うち、私のブログを見られた方は私の撮った写真を見られたかと思いますが、なぜか愛西市には側溝が2列並んでいるところが多いんです。先ほど部長の方から、一たん何か集めて排水路にというお話があったんですけども、県の方に聞くと、大きな駐車場とかなんかで支障があれば別ですけども、支障がそれほどないならば、直接県道の側溝に流してもらっていいですよというお話なんです。でも、なぜか最近建ったところとか、いろいろ見ても、なんか2列のところが多くて、そんな指導がされているのかなというふうに思うんですが、できるだけ市民の方の負担が少ないような形で、支障がないならばそういった形で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

私の答えが適切な言葉を使った言葉かどうかわかりませんので、もしそれが御無礼な言い方になったらお許しいただきたいんですが、1回目の御答弁でも申し上げましたように、開発をされる方がその開発をされる地の集水、いわゆる水の集め方を、大きな枡を使って管渠でつながれるのか、U型の側溝でつながれるのかというのは、これはその施主さんのお考えがございまして、これについて、先ほど1回目の答弁でお答えしたみたいに、ある程度集水をしていただいて流していただきたいのが指導要綱の中でうたっておりますが、それを側溝でやりなさいというような指示はいたしておりませんので、たまたまやられた方が、これは私の推測にすぎませんが、側溝でやられたということがたまたま議員の目にとまったところになっておるんじゃないかなというふうに思うんですが。

○5番（吉川三津子君）

県の方は、一たん集めてとか、そういうことは別に構いませんよということなので、ぜひ臨機応変に、やはり支障がないならばそういう市民の利便性ということを優先していただきたいと、それは要望として上げさせていただきます。

それから、あと困領の問題を少しお話しいたしました。で、先日の質疑の折、市道には側溝が必要だと。私も住宅の密集地域には側溝が必要だろうと。市道にたまった水を集める側溝が必要だろうと思います。今そういった側溝が民地の中にあるケースがあります。私はこれは困領道路と同じ問題ではないかと思いますが、そちらに対しての調査等はされていらっしゃいますでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

民地内の側溝、どこにあるかということは調査いたしておりません。

○5番（吉川三津子君）

市道の水が、側溝のないところは家の中にだだあと流れ込んで、そして民地にある側溝に

市道の水が流れているところがあります。それは私は道路の一部であろうと、先ほどからの市道に降った雨の責任、それから、もしかしてその側溝が相続によって埋められてしまったら早速困るといった困領道路の考え方からすれば、民地内の側溝についても、きちっとやはり市道の一部として管理をしていかなければならないと思いますが、その点について、市長のお考えはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

この困領道路の問題、今おっしゃっていただいたような状況にある道路、側溝もあるわけでありまして、大変難しい判断をしなければいけません、その側溝がそこへされた時点の状況はどうだったかということもおありでしょうし、あるいは開発の民間の業者が入っていたというような状況もあるようではありますが、そうした状況のところは、これからもそんな問題提起がなされると思いますので、どんなぐあいであるかということは、これから課題としてまいりたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひこれを、この間も勝幡地域の方でやはり水の問題があって、駅前の開発とともに解決をするというような答弁がございました。やはりいろんなところでゼロメートル地域ということでいろんな問題を抱えております。そういった調査をして、やはり優先順位をつけてやっていただきたいなど。今総代さんからいろいろ要望が出されて、順次やられていることがあると思いますけれども、そういった重大な問題からぜひ取り組んでいただきたいということと、困領道路の問題として、ぜひこの側溝の問題を考えていただきたいと思います。

それからもう1点、それに付随して、そういった雨水が民地の方に流れている。そして、そういった水がまた所有者がいらないような地下のパイプを通っている。そういった状況がありまして、それをやはり地域だけに投げかけるのではなくて、やはり市の、そういった市道の責任もあると思いますので、そういった面から、今市道の側溝には民地の水が流すことができる。でも、市道に降った水が民地に流れていって、それは知らないよ、地域で何とかしなさいと言われても、それこそ私は大変不公平さがあるんじゃないかなと思いますので、その辺、今後の課題として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

一つの考え方としては、今市長が申し上げたようなこともございますが、この前の議案質疑の中で私もお答えしておりますが、現状によってはやっぱり違いがありますよ。といたしますのは、道路を、当然雨水が入ればそこから流れる水というのは田んぼへ落ちる場合もありますし、畑へ落ちる場合もあります。中には、側溝がまだ未整備で、道路へ降った雨がそのおうちの方の敷地へ流れるというケースもありますので、やっぱり一概にはそうしたことは申せませんし、もう一つ、所有者のない排水管を通して排水しなければならないというような議員からの御質問がありましたけれども、私は旧立田時代にもお答えしたつもりでございますが、いわゆる自分の家から出る雑排水等、水路の方へ排水される場合に、道路等を当然割って排水路へ管渠を入れられる場合は、個人の所有物の排水管ということですので、道路占用を当然出され

た上で、自身でその排水管を管理して、排水先へ排水できるようにしておみえになります。これが民間業者の、例えば五、六軒なら五、六軒家が建ちますと、その排水なら排水を一つの排水管にまとめて排水路へ放流される場合は、5軒なら5軒、6軒なら6軒の方の共有でその排水管の占用届けを出されて排水路へ流されるということになります。いわゆる自分たちの管理でしておみえになります。これは上下水道部長も見える中で私が言っただけでは御無礼かも知れませんが、経費負担の原則というのがございまして、やはり雨水とか汚水、とりわけ汚水については私費でもって負担をすると、それが今、農集排やコミプラ、それからこれから始まります公共下水の各個人個人の負担ということで使用料をいただくというふうになっておりますので、やはり排水全部を公共団体で何もかも負担してというのは私はどうかと思いますし、現実にはそういう形にはなっておりませんので、先ほど申し上げたように、排水をされる方のいわゆる出された排水については、その方の施設で私費を投じて排水先まで持っていかれると、それが原則であるというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

実際に若い世代の人たちが、やはりこの地域というのはゼロメートル地帯で、排水問題があるということ、なかなか住みづらいという声があります。やはり息子たちに一緒に住めと言えないというような地域も実際にあるわけですので、今後やはり人口をふやしていくということになれば、考えていかなければならない問題だろうと思います。今、排水先がないからということ、合併浄化槽の水を自然浸透でやるという形で、今、市の方にも相談がいつていると思います。そんな不自然な、この住宅街の真ん中で、合併浄化槽を自然浸透で処理する、雨水も自然浸透です、そういった相談を今市の方も受けていらっしゃると思います。そういったことが住宅街でまかり通るのか、一般常識で考えれば考えられないことではないか。もしかしてどうしても流させてほしいなら、その地域の50軒全員の同意をとらないと、家を建てさせてあげない、そんな形のことが今起きているわけです。それがもう何百軒もある住宅街の中で起きていますので、これはきちっと、大きな田んぼの中のことと言ったら申しわけないですけども、そういうところではなくて住宅密集地です。そういった視点でやはり市の排水問題というのは今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

それから最後に、こういった1軒ずつ家が建っていくと、いろんな最後きちとした計画を持っていないと、最後の最後にみんなが困る。市も困るということになっていくわけですが、こういった農業振興地域の大きな開発のときというのは、どんな手続で宅地等、大きな開発がされていくのか、面積ごとに教えていただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

開発の許可がどういうふうに行われていくのか、面積ごとになんていうことなんですけれども、これは本日ありました田中議員の一般質問の中でも、都市計画法の34条の関係で事細かに御説明をしたとおりでございまして、許可権者は愛知県になります。で、議員一方的にお話しされたんで誤解があつてはいけないので、私の方から少し前段のお話の中の……。

#### ○5番（吉川三津子君）

議長、答弁と合わないといけないので、もう少し簡単に言ってよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 勇君）

残り時間がわずかですので、質問してください。

○5番（吉川三津子君）

農業振興地域の整備に関して、2万平米以上だとどうだとか、4万平米以上だとどうだとかと、事務所とか手続がいろいろあると思います。2万平米以上だと、一つ何か余分に手続をとらなければいけないとか、4万平米だと一つ余分にとらなければいけないと思いますが、そこはわかっていますので、それは私が言います。大体期間的にどれぐらいかかるのでしょうか、許可がおりるまでに。

○議長（佐藤 勇君）

住宅の排水でしょう、質問しておいたのは。

○5番（吉川三津子君）

排水で、やはり田んぼが遊水の役割をするので、やはりそういった開発についてどういったチェックをされているのか。

○経済建設部長（篠田義房君）

その建つ建物の排水等の関係もございますので、一概には申せません。

○5番（吉川三津子君）

農地転用の事業計画が2万平米以上だと、農地利用調整グループとかそういったところでの審査等が複雑になっていくと聞いておりますが、こういったことになると、許可がおりるまで期間が長くなるということでしょうか。

そういうことですね。

で、今度火葬場の方でも、こういったものに該当すると思うんですけども、こういった申請がやはりきちっとされなければいけないと思います。私、今回、火葬場の計画を見て、道路を引くと、2万平米から下がるんです。で、道路があると2万平米以上です。私はこの手続の簡素化のために行政みずからこの法律を破るようなことをしているのではないかとということで、大変心配しております。そういった面で、私は行政がきちとした手続を踏まないと、業者を取り締まることができません。産廃だってそうです。行政がきちとしたことをしないと指導ができなくなりますので、こういった行政が行うものについても、周りの環境とか手続についてはしっかりと道筋を踏んでいただきたいということを部長の方に一言お願いいたしまして、私の質問といたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

これで5番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月26日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後4時40分 散会

